

# 平成23年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 平成24年3月19日(月) 午後1時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第53号議案	静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定 ...	1
第54号議案	静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定 ...	5
第55号議案	静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定 ...	9
第56号議案	静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則 ...	13
第57号議案	静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正 ...	17
第58号議案	静岡県立学校処務規程の一部改正 ...	23
第59号議案	静岡県立学校管理規則の一部改正 ...	27
第60号議案	静岡県教育情報化推進基本計画の策定 ...	31
第61号議案	静岡県指定文化財の指定 ...	33

静岡県教育委員会

< 非 > 第 62 号議案	静岡県教育委員会教育長の任命	...	非
< 非 > 第 63 号議案	平成 23 年度末教職員人事異動	...	非
< 非 > 第 64 号議案	平成 24 年度新規採用及び再任用教職員の決定	...	非
< 非 > 第 65 号議案	教職員の懲戒処分	...	非
< 非 > 第 66 号議案	教職員の懲戒処分	...	非
< 非 > 第 67 号議案	平成 24 年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命	...	非
< 非 > 第 68 号議案	平成 23 年度条件附採用教職員の正式採用の決定	...	非

( 3 ) 報告事項

( 4 ) 閉 会

第 53 号議案

静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定

静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県産業教育手当支給規則（昭和33年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（支給額）</p> <p>第2条 産業教育手当の月額は、給料月額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、給与条例第23条の3の規定により定時制通信教育手当を受ける者の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 勤務しなかつた場合（給与条例第24条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、同条例第14条第3号の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）</p>	<p>（支給額）</p> <p>第2条 産業教育手当の月額は、給料月額に<u>100分の5</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、給与条例第23条の3の規定により定時制通信教育手当を受ける者の産業教育手当の月額は、その者の給料月額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 勤務しなかつた場合（給与条例第24条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、同条例第14条第4号の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条第3号の改正は、公布の日から施行する。

< 第 53 号議案 概要 >

静岡県産業教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定

1 改正の理由

静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴い、産業教育手当について、支給割合を引き下げるほか、所要の改正を行う。(第2条、第6条関係)

2 改正の内容

(1) 支給割合を引き下げる。

項目	内 容	現 行	改 正 案
支給 割合	定時制通信教育手当非受給者	給料月額 $\times$ 100分の10	給料月額 $\times$ 100分の5
	定時制通信教育手当受給者	給料月額 $\times$ 100分の6	給料月額 $\times$ 100分の3

(2) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 号の改正は、公布の日から施行する。

第 54 号議案

静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定

静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県定時制通信教育手当支給規則（昭和35年静岡県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理職手当を受ける者の定時制通信教育手当)</p> <p>第2条 教職員給与条例第23条の3第1項の規定により、<u>管理職手当を受ける校長及び教員に支給する定時制通信教育手当について教育委員会の定める割合は、それぞれ100分の8とする。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 定時制通信教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。</p>	<p>(定時制通信教育手当の支給割合)</p> <p>第2条 教職員給与条例第23条の3第1項の教育委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) <u>夜間において授業を行う定時制の課程に本務として従事する職員 100分の6</u></p> <p>(2) <u>昼間において授業を行う定時制の課程に本務として従事する職員のうち、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第3条第2項の規定により割り振られた勤務時間の終了時刻が、午後6時を超える職員 100分の5</u></p> <p>(3) <u>昼間において授業を行う定時制の課程に本務として従事する職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の4</u></p> <p>(4) <u>通信制の課程に本務として従事する職員 100分の5</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教職員給与条例第9条第1項に規定する管理職手当を受ける職員に係る当該支給割合は、100分の4とする。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 定時制通信教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 勤務しなかつた場合（教職員給与条例第24条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、同条例第14条第3号の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）

(1)・(2) (略)

(3) 勤務しなかつた場合（教職員給与条例第24条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、同条例第14条第4号の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号の改正は、公布の日から施行する。



## < 第 54 号議案 概要 >

### 静岡県定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則の制定

#### 1 改正の理由

静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴い、定時制通信教育手当について、支給割合を引き下げるほか、所要の改正を行う。(第 2 条、第 4 条関係)

#### 2 改正の内容

(1) 支給割合を引き下げるとともに、職員の区分により支給割合を変更する。

項目	内 容	現 行	改 正 案	
支給 割合	管理職手当 非受給者	給料月額 の100分の10	夜間において授業を行う定時制 の課程に本務として従事する職 員	給料月額の 100分の6
			昼間において授業を行う定時制 の課程に本務として従事する職 員のうち、勤務時間の終了時刻 が午後6時を超える職員	給料月額の 100分の5
			昼間において授業を行う定時制 の課程に本務として従事する職 員のうち、勤務時間の終了時刻 が午後6時を超えない職員	給料月額の 100分の4
			通信制の課程に本務として従事 する職員	給料月額の 100分の5
	管理職手当 受給者	給料月額 の100分の8	給料月額の100分の4	

(2) その他所要の改正を行う。

#### 3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 3 号の改正は、公布の日から施行する。

第 55 号議案

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2			別表第2		
	所在地	学校・共同調理場名		所在地	学校・共同調理場名
(略)			(略)		
中学校	(略) 賀茂郡西伊豆 町宇久須862 の6 <u>浜松市北区引 佐町別所9の 42</u>	(略) 賀茂中学校  <u>引佐北部中学校</u>	中学校	(略) 賀茂郡西伊豆 町宇久須862 の6	(略) 賀茂中学校
共同調理場	(略)	(略)	共同調理場	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

< 第 55 号議案 概要 >

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定

1 改正の理由

浜松市立引佐北部中学校が、小中一貫教育を行うため、浜松市立引佐北部小学校敷地内に移転することに伴い、所要の改正を行う。(別表第 2 関係)

2 改正の内容

浜松市立引佐北部中学校を、別表第 2 から削る。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

第 56 号議案

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(位置及び組織) 第3条 (略) 2 (略)	(位置及び組織) 第3条 (略) 2 (略)																								
<table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>班名</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>総務企画班、<u>高校班、小中学校班、健康・安全班</u></td></tr><tr><td>学校人事課</td><td><u>免許・評価班、県立学校班、小中学校班</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	課名	班名	(略)		学校教育課	総務企画班、 <u>高校班、小中学校班、健康・安全班</u>	学校人事課	<u>免許・評価班、県立学校班、小中学校班</u>	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>班名</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>総務企画班、健康・安全班</td></tr><tr><td>学校人事課</td><td><u>小中学校班、高校班、特別支援学校班</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	課名	班名	(略)		学校教育課	総務企画班、健康・安全班	学校人事課	<u>小中学校班、高校班、特別支援学校班</u>	(略)					
課名	班名																								
(略)																									
学校教育課	総務企画班、 <u>高校班、小中学校班、健康・安全班</u>																								
学校人事課	<u>免許・評価班、県立学校班、小中学校班</u>																								
(略)																									
課名	班名																								
(略)																									
学校教育課	総務企画班、健康・安全班																								
学校人事課	<u>小中学校班、高校班、特別支援学校班</u>																								
(略)																									
3 (略) 4 学校教育課に <u>特別支援教育推進室及び高校再編整備室</u> を附置する。	3 (略) 4 学校教育課に <u>小中学校教育室、高校教育室、特別支援教育室及び高校再編整備室</u> を附置する。																								
(附属機関) 第72条 (略)	(附属機関) 第72条 (略)																								
<table border="1"><thead><tr><th colspan="3">附属機関</th></tr><tr><th>名称</th><th>担当事務</th><th>主管課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>静岡県スポーツ振興審議会</td><td>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会若しくは知事に対する建議に関する事務</td><td>スポーツ振興課</td></tr></tbody></table>	附属機関			名称	担当事務	主管課	(略)			静岡県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会若しくは知事に対する建議に関する事務	スポーツ振興課	<table border="1"><thead><tr><th colspan="3">附属機関</th></tr><tr><th>名称</th><th>担当事務</th><th>主管課</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>静岡県スポーツ推進審議会</td><td>静岡県スポーツ推進審議会条例(昭和37年静岡県条例第12号)第2条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会に対する建議に関する事務</td><td>スポーツ振興課</td></tr></tbody></table>	附属機関			名称	担当事務	主管課	(略)			静岡県スポーツ推進審議会	静岡県スポーツ推進審議会条例(昭和37年静岡県条例第12号)第2条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会に対する建議に関する事務	スポーツ振興課
附属機関																									
名称	担当事務	主管課																							
(略)																									
静岡県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条の規定によるスポーツの振興に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会若しくは知事に対する建議に関する事務	スポーツ振興課																							
附属機関																									
名称	担当事務	主管課																							
(略)																									
静岡県スポーツ推進審議会	静岡県スポーツ推進審議会条例(昭和37年静岡県条例第12号)第2条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会に対する建議に関する事務	スポーツ振興課																							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第72条の改正は、公布の日から施行する。

< 第 56 号議案 概要 >

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

平成 24 年度教育委員会事務局組織再編等に伴い関係条文の整備を図る。

2 改正の内容

(1) 学校教育課に小中学校教育室及び高校教育室を設置すること等に伴う所要の改正を行う。

(第 3 条関係)

(2) 学校人事課の県立学校班を、高校班、特別支援学校班とすることとし、従来の免許・評価班の業務は、各班が担当することに伴う所要の改正を行う。

(第 3 条関係)

(3) スポーツ基本法が制定され、審議会の設置が静岡県スポーツ推進審議会条例で定められたことに伴う所要の改正を行う。

(第 72 条関係)

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

第 57 号議案

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長



本 庁  
各 教育事務所  
埋蔵文化財センター  
各 教育機関  
各 県立学校

静岡県教育委員会事務決裁規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

改正前							改正後						
(定義) 第2条(略) (1)~(16)(略)  (17)~(20)(略)  別表第2(その1)(第4条関係)  本庁等(教育事務所を除く)特定専決事項							(定義) 第2条(略) (1)~(16)(略) (17) <u>主管課長 当該事務を所掌する課長をいう。</u> (18)~(21)(略)  別表第2(その1)(第4条関係)  本庁等(教育事務所を除く)特定専決事項						
課名	教育次 長専決 事項	課長専 決事項	室長専 決事項	班長専 決事項	主幹等 ・主席 管理主 事等総 務主査 専決事 項	埋蔵文 化財セ ンター 所長及 び教育 機関の 長専決 事項	課名	教育次 長専決 事項	課長専 決事項	室長専 決事項	班長専 決事項	主幹等 ・主席 管理主 事等総 務主査 専決事 項	埋蔵文 化財セ ンター 所長及 び教育 機関の 長専決 事項
(略)							(略)						
学校 教育課	1, 2 (略)	1 高等 学校及 び県立 の中学 校の授 業日の 変更の 届出の 受理及 び授業 を停止 した場合 の報告の 受理 2 高等 学校及 び県立 の中学 校の教 育課程 等の編 成の届 出の受 理 3 高等 学校及 び県立 の中学	1 高校 生集団 宿泊訓 練施設 の利用 の承認	1 高等 学校教 育に関 する軽 易な研 修会、 研究会 、講習 会等の 開催並 びに指 導及び 助言 2 高等 学校及 び県立 の中学 校の目 的の外 使用の 指示及 び防災 計画等 の届出 の受理 3 生徒 の乗車 船賃割 引証の	1, 2 (略)	総合教 育セン ター所 長 1, 2 (略)	学校 教育課	1, 2 (略)	1 学校 給食の 開設、 変更及 び廃止 の届出 の受理	1 幼稚 園、小 学校、 中学校 、高等 学校及 び特別 支援学 校教育 に関する 軽易な 研修会 等の開 催並び に指導 及び助 言 2 特別 支援学 校、通 級指導 教室、 県立の 中学校 、高等 学校及 び特別 支援学 校の教	1 生徒 の乗車 船賃割 引証の 配分 2 県立 の特別 支援学 校の学 校医、 学校歯 科医及 び学校 薬剤師 の任免 の決定 3 学校 体育、 学校保 健、学 校安全 及び学 校給食 に関する 軽易な 研修会 、研究 会、講 習会	1, 2 (略)	総合教 育セン ター所 長 1, 2 (略)





< 第 57 号議案 概要 >

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

1 改正の理由

平成 24 年度教育委員会事務局組織再編等に伴い関係条文の整備を図る。

2 改正の内容

学校教育課に小中学校教育室及び高校教育室を設置すること等に伴う所要の改正を行う。

(別表第 2 (その 1))

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

第 58 号議案

静岡県立学校処務規程の一部改正

静岡県立学校処務規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

本 庁  
各 教育 事務 所  
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
各 教 育 機 関  
各 県 立 学 校

静岡県立学校処務規程（昭和41年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

改 正 前	改 正 後																																								
<p>(宿日直)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 校長の命を受けて、宿直又は日直勤務に従事した職員は、宿日直日誌（様式第17号）に必要な事項を記載し、校長（分校にあつては<u>准校長</u>又は教頭）に報告しなければならない。</p> <p>様式第8号の2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">修学旅行実施計画書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">校名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 引率 教職員</td> <td>校長・<u>准校長</u>・副校長・教頭・養護教諭 及び教諭 人 計 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 引率教職員欄の校長・<u>准校長</u>・副校長・教頭・養護教諭は、引率に当たる教職員を で 囲む。</p> <p>様式第8号の3 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">集団宿泊研修実施計画書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">校名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 引率 教職員</td> <td>校長・<u>准校長</u>・副校長・教頭・養護教諭 及び教諭 人 計 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 引率教職員欄の校長・<u>准校長</u>・副校長・教頭・養護教諭は、引率に当たる教職員を で 囲む。</p> <p>3～5 (略)</p>	修学旅行実施計画書		校名		(略)		5 引率 教職員	校長・ <u>准校長</u> ・副校長・教頭・養護教諭 及び教諭 人 計 人	(略)		集団宿泊研修実施計画書		校名		(略)		5 引率 教職員	校長・ <u>准校長</u> ・副校長・教頭・養護教諭 及び教諭 人 計 人	(略)		<p>(宿日直)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 校長の命を受けて、宿直又は日直勤務に従事した職員は、宿日直日誌（様式第17号）に必要な事項を記載し、校長（分校にあつては<u>副校長</u>又は教頭）に報告しなければならない。</p> <p>様式第8号の2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">修学旅行実施計画書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">校名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 引率 教職員</td> <td>校長・副校長・教頭・養護教諭及び教諭 人 計 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 引率教職員欄の校長・副校長・教頭・養護教諭は、引率に当たる教職員を で 囲む。</p> <p>様式第8号の3 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">集団宿泊研修実施計画書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">校名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 引率 教職員</td> <td>校長・副校長・教頭・養護教諭及び教諭 人 計 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 引率教職員欄の校長・副校長・教頭・養護教諭は、引率に当たる教職員を で 囲む。</p> <p>3～5 (略)</p>	修学旅行実施計画書		校名		(略)		5 引率 教職員	校長・副校長・教頭・養護教諭及び教諭 人 計 人	(略)		集団宿泊研修実施計画書		校名		(略)		5 引率 教職員	校長・副校長・教頭・養護教諭及び教諭 人 計 人	(略)	
修学旅行実施計画書																																									
校名																																									
(略)																																									
5 引率 教職員	校長・ <u>准校長</u> ・副校長・教頭・養護教諭 及び教諭 人 計 人																																								
(略)																																									
集団宿泊研修実施計画書																																									
校名																																									
(略)																																									
5 引率 教職員	校長・ <u>准校長</u> ・副校長・教頭・養護教諭 及び教諭 人 計 人																																								
(略)																																									
修学旅行実施計画書																																									
校名																																									
(略)																																									
5 引率 教職員	校長・副校長・教頭・養護教諭及び教諭 人 計 人																																								
(略)																																									
集団宿泊研修実施計画書																																									
校名																																									
(略)																																									
5 引率 教職員	校長・副校長・教頭・養護教諭及び教諭 人 計 人																																								
(略)																																									

改 正 前				改 正 後			
様式第18号 (略)				様式第18号 (略)			
年 年次有給休暇請求簿兼特別休暇等承認申請簿				年 年次有給休暇請求簿兼特別休暇等承認申請簿			
(略)	年から繰 り越し日数	_____日	確 認 欄	年から繰 り越し日数	_日 時 分	確 認 欄	
	本年付与日数	_____日		本年付与日数	_日 時 分		
	合計年次有 給休暇日数	_____日		合計年次有 給休暇日数	_日 時 分		
(略)				(略)			
(注)(略)				(注)(略)			
1 (略)				1 (略)			
2 子の続柄は、 <u>小学校</u> 就学の始期に達する 前の子にあつては、「 <u>就学前の子</u> 」、 <u>小学校</u> 就学後の子にあつては、「 <u>就学後の子</u> 」と記 入する。				2 子の続柄は、 <u>中学校</u> 就学の始期に達する 前の子にあつては、「 <u>中就前の子</u> 」、 <u>中学校</u> 就学後の子にあつては、「 <u>中就後の子</u> 」と記 入する。			
3 上段には、基本の看護休暇5日の残日時 数を、下段には、 <u>小学校</u> 就学前の子が2人 以上いる場合に追加付与される看護休暇の 残日時数を記入する。				3 上段には、基本の看護休暇5日の残日時 数を、下段には、 <u>中学校</u> 就学前の子が2人 以上いる場合に追加付与される看護休暇の 残日時数を記入する。			
4 ~ 5 (略)				4 ~ 5 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この訓令甲は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県立学校処務規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

< 第58号議案 概要 >

静岡県立学校処務規程の一部改正

1 改正の理由

静岡県立学校管理規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第12条第2項について、准校長を副校長に改める。
- (2) 次の様式から、准校長を削る。
  - ア 様式第8号の2「修学旅行実施計画書」
  - イ 様式第8号の3「集団宿泊研修実施計画書」
- (3) 様式第18号の一部を改める。

3 施行期日

平成24年4月1日



第 59 号議案

静岡県立学校管理規則の一部改正

静岡県立学校管理規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（准校長）</u> 第11条 第9条の規定にかかわらず、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程のうち2以上の課程を併置する学校又は分校若しくは分教室を置く学校で、教育委員会が特に指定する学校に准校長を置くことができる。</p> <p>2 准校長は、校長を助け、校長からあらかじめ指示された事項について、校長の職務を行う。</p>	
<p><u>（副校長）</u> 第11条の2 高等学校及び特別支援学校には、副校長を置くことができる。</p> <p>2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>3 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。</p>	<p><u>（副校長）</u> 第11条 高等学校及び特別支援学校には、副校長を置くことができる。</p> <p>2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>3 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正）

2 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（評価者）</u> 第5条 評価者は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる第1次評価者及び第2次評価者とする。</p>	<p><u>（評価者）</u> 第5条 評価者は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる第1次評価者及び第2次評価者とする。</p>

評価対象者		評価者	
		第1次評価者	第2次評価者
校長		教育長が指定する者	教育長
准校長、副校長、教頭、事務長、船長		校長	教育長が指定する者
高等学校 中学校	教諭、助教諭、講師、 養護教諭、養護助教諭、 実習助手	准校長、 副校長 教頭	校長
	事務職員、技能労務職員	事務長	
	技術職員、技能労務職員	船長	
特別支援 学校	教諭、助教諭、講師、 養護教諭、養護助教諭、 実習助手、寄宿舎指導員	准校長、 副校長 教頭、 部主事	校長
	事務職員、学校栄養職員、 技能労務職員	事務長	

- 2 准校長又は副校長は、校長の指定により、校長の第2次評価者の職務を行うことができる。
- 3 准校長、副校長、教頭及び部主事が配置されている学校は、第1次評価者となる者を校長が指定する。
- 4 (略)

評価対象者		評価者	
		第1次評価者	第2次評価者
校長		教育長が指定する者	教育長
副校長、教頭、事務長、船長		校長	教育長が指定する者
高等学校 中学校	教諭、助教諭、講師、 養護教諭、養護助教諭、 実習助手	副校長、 教頭	校長
	事務職員、技能労務職員	事務長	
	技術職員、技能労務職員	船長	
特別支援 学校	教諭、助教諭、講師、 養護教諭、養護助教諭、 実習助手、寄宿舎指導員	副校長、 教頭、 部主事	校長
	事務職員、学校栄養職員、 技能労務職員	事務長	

- 2 副校長は、校長の指定により、校長の第2次評価者の職務を行うことができる。
- 3 副校長、教頭及び部主事が配置されている学校は、第1次評価者となる者を校長が指定する。
- 4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

< 第 59 号議案 概要 >

静岡県立学校管理規則の一部改正

1 改正の理由

平成 24 年 3 月 31 日をもって准校長の配置がなくなることに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 静岡県立学校管理規則の一部改正

ア 第11条を削る。

イ 第11条の2を第11条とする。

(2) 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正

第5条の規定から准校長を削り、句読点等について整理する。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

第 60 号議案

静岡県教育情報化推進基本計画の策定

静岡県教育情報化推進基本計画を別添のとおり策定する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

## 静岡県教育情報化推進基本計画の策定

(教育政策課)

### 1 目的

静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」や国の施策を踏まえて、教育の情報化を推進し「有徳の人」づくりを支援するため、「静岡県教育情報化推進基本計画」を策定する。

### 2 概要

#### (1) 期間

本計画は、平成 23 年度からおおむね 10 年先を見通した本県の教育の情報化の目指すべき姿を想定し、当面する 3 年間に総合的かつ計画的に取り組む事業を示した。

#### (2) 基本方針

- ・情報活用能力の向上と情報モラル教育の推進
- ・情報端末・デジタル機器の整備充実とデジタル教科書・教材の普及促進
- ・学校・教職員へのサポート体制の充実
- ・安全・安心な学校づくり
- ・生涯学習の振興支援
- ・教育の情報化の着実な推進のための連携

#### (3) 基本計画

6 つの基本方針に基づいて施策を体系化し、具体的な事業を示した。

#### (4) 基本計画策定後の対応

教育の情報化を取り巻く環境は日々変化しており、これに適切に対応するために、基本計画の目的を踏まえつつ、最適な手段を選択して実施する。

### 3 策定経過

第 1 回情報化推進委員会	平成 23 年 6 月 8 日
静岡県教育情報化基本方針の決定	平成 23 年 9 月 30 日
第 1 回専門部会	平成 23 年 10 月 4 日
学校教育・社会教育アンケート	平成 23 年 11 月 9 日～30 日
第 2 回専門部会	平成 23 年 11 月 25 日
第 2 回情報化推進委員会	平成 23 年 12 月 20 日
教育委員協議会	平成 24 年 1 月 25 日
第 3 回専門部会	平成 24 年 2 月 13 日
第 3 回情報化推進委員会	平成 24 年 2 月 29 日
教育委員会定例会（基本計画の策定）	平成 24 年 3 月 19 日（予定）

### 4 公開方法

計画策定後は、本計画を県ホームページで一般公開するとともに、市町教育委員会及び関係機関への通知を行う。また、県立学校教職員に教育総合ネットワークシステムを利用して配信する。

第 61 号議案

静岡県指定文化財の指定

静岡県文化財保護審議会の答申に基づき、静岡県指定文化財の指定を別紙のとおり決定し、告示する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

別紙

## 静岡県指定文化財指定候補物件

種 別	名 称	内容及び指定基準	所在地	所有者	備 考
無形民俗 文化財 (風俗習慣)	めがわはちまんぐうれいたいさい 女河八幡宮例大祭 しんじ 神事	<p>本神事は、例大祭当日の本殿祭式と特殊神事と呼ばれている儀礼群からなる。特に特殊神事は「巫女ト」「十列児」「神の的」「神楽」「的場定め」「流鎗馬」「種蒔」「相撲」といった個性的で注目すべき儀礼が伝承されている点で貴重である。</p> <p>本神事は、「巫女ト」「十列児」「流鎗馬」などに春日大社・春日若宮おん祭りの風流行列の影響が見られるが、その骨格においては土着的な農耕儀礼が重要な要素として位置づけられている。</p> <p>土着的な要素とは、「種蒔」の中に見られる畝作り・種蒔・土掛け、「相撲」の中に見られる盛装・座位の手合わせを勝敗なしで納めること、神事儀礼の最後に行われる「へいじ瓶と直会」など、当年の収穫感謝と翌年の農耕予祝が重層的に祈り祝われている点である。静岡県を含む東海地方の社寺では新春の稲作予祝型田遊びが多く伝えられているが、収穫感謝から予祝へと連結する当社の神事は他に例のない重要な型といえる。</p> <p>加えて、神事を担う宮座・宮座当番がよりどころとしている庁屋も神事を構成する重要な要素である。</p> <p>県指定無形民俗文化財指定基準 1(1)</p>	静岡県 湖西市新所 1番地	女河八幡宮 氏子会	



めがわはちまんぐうれいたいさいしんじ  
女河八幡宮例大祭神事

- 1 名称 女河八幡宮例大祭神事
- 2 種別 無形民俗文化財(風俗習慣)
- 3 所在地 静岡県湖西市新所 1 番地
- 4 所有者 女河八幡宮氏子会
- 5 開催日 10 月 15 日 (近くは 10 月第 2 日曜をこれに当てる)
- 6 概要

本神事は、例大祭当日の本殿祭式と特殊神事と呼ばれている儀礼群からなる。特に特殊神事は「巫女ト」<sup>みこのうら</sup>、「十列児」<sup>じゅうれんじ</sup>、「神の的」、「神楽」、「的場定め」、「流鎚馬」、「種蒔」、「相撲」といった個性的で注目すべき儀礼から構成される。

本神事は、「巫女ト」<sup>みこのうら</sup>、「十列児」<sup>じゅうれんじ</sup>、「流鎚馬」などに春日大社・春日若宮おん祭りの風流行列の影響が見られる。また、特殊神事の運営組織である「宮座当番」<sup>みやざとうばん</sup>の呼称や宮座当番の活動拠点である庁屋<sup>ちやうや</sup>など、近畿地方の文化的影響が見られる。

一方で、「種蒔」の中に見られる畝作り・種蒔・土掛け、「相撲」の中に見られる盛装・座位の手合わせを勝敗なしで納めること、神事儀礼の最後に行われる「へいじ瓶と直会」などは本神事の本質が農耕儀礼であることを示している。しかもその中で当年の収穫感謝と翌年の農耕予祝<sup>のうこうよしゆく</sup>が重層的に祈り祝われている。静岡県を含む東海地方の社寺では新春の稲作予祝型田遊びが多く伝えられているが、収穫感謝から予祝へと連結する当社の神事は他に例のない重要な型といえる。

春日若宮おん祭り...奈良市春日大社摂社若宮神社の祭り。「お渡り式」では古式豊かな華やかな行列が催される。

宮座...村のなかで一定の資格を持つ人々が独占的に祭りを執行する組織。近畿地方を中心に分布していると考えられる。

庁屋...宮座の役決めや直会、当日の昼食などに使用。女河八幡宮では境内に「新所」「岡崎」と 2 棟の庁屋が建つ。細長い建物で内部は何もない。

農耕予祝...年の初めに当年の豊作を祈願する祭り。「田遊び」などがある。



女河八幡宮



庁屋（新所）



巫女卜



流鏝馬



相撲



へいじ瓶と直会

第 65 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 24 年 3 月 19 日提出

静岡県教育委員会教育長

本 庁  
各 教 育 事 務 所  
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
各 教 育 機 関  
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年 月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 (略) (1)~(4) (略) <u>(5) 総合行政ネットワーク 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークをいう。</u> <u>(6) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電磁的記録をいう。</u> (ファクシミリ及び電子メールによる收受) 第38条 第27条から前条までの規定にかかわらず、<u>ファクシミリ、電子メール及び総合行政ネットワークの電子文書交換システム</u>による收受の方法については、別に定めるところによる。 (文書等の送達の方法) 第54条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、総合行政ネットワーク文書は、総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより送達するものとする。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、文書等のうち、権利の得失又は変更に関係のないもの、軽易なもの等については、ファクシミリ</u></p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)~(4) (略)  (ファクシミリ及び電子メールによる收受) 第38条 第27条から前条までの規定にかかわらず、<u>ファクシミリ及び電子メール</u>による收受の方法については、別に定めるところによる。  (文書等の送達の方法) 第54条 (略)  <u>2 前項の規定にかかわらず、文書等のうち、権利の得失又は変更に関係のないもの、軽易なもの等については、ファクシミリ</u></p>

リ又は電子メールにより送達することができるものとし、その方法については、別に定める。

リ又は電子メールにより送達することができるものとし、その方法については、別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成24年4月1日から施行する。

< 第 65 号議案 概要 >

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正の理由

総合行政ネットワークの電子文書交換システムが平成 23 年度末で廃止されることに伴い関係条文の削除を行う。

2 改正の内容

総合行政ネットワークの電子文書交換システムに係る条文を削除する。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日



第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	静岡県教職員研修指針に基づく研修の実施状況	1
2	特色を生かした、学校や地域における「有徳の人」づくり	2
3	「平成 23 年度発達障害等の生徒支援調査研究事業」の実施報告	4
4	学校給食食材の放射能測定	10
5	高校生の交通安全に関する意識調査結果	12
6	しずおか型部活動の在り方	14
7	朝霧高原茅場の「ふるさと文化財の森」設定	20
8	静岡県立中央図書館協議会条例の一部改正	21
9	指定管理者外部評価委員会の評価概要	22
10	青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイドの概要	28
	平成 24 年 4 月の主要行事予定	29
11	< 非 > 重大な生徒指導事案報告（平成 24 年 2 月）	非

静岡県教職員研修指針に基づく研修の実施状況

(教育政策課)

平成 23 年 3 月に策定した静岡県教職員研修指針に基づき、以下のように研修の充実を図っている。

\*網掛けをした欄は、23 年度から実施済

	対象となる研修	実施状況		22 年度以前
1	採用候補者研修	対象者を拡大 23 ~	事務職員、学校栄養職員を追加	教員、養護教員のみ
2	初任者研修	校外研修を 2 日縮減 特支: 23 ~ 小中、高: 24 ~	20 日	22 日
3	2 年次研修	初任研のフォローアップ 特支: 24 ~ 小中、高: 25 ~	2 日	/
4	5 年経験者研修	授業支援訪問 2 回	24 ~ 全面実施 (沼津市、富士市、富士宮市を除く)	段階的に実施
5	10 年経験者研修	社会体験活動の研修先の変更 24 ~	社会教育施設を除き、原則として民間企業等で実施	民間企業、社会福祉施設、社会教育施設等
6	不祥事根絶の取組導入	会計制度の研修を実施 23 ~ セクハラ防止講座 23 ~	<会計>教員の初任研、10 年研の内容に追加 <セクハラ>相談員対象に実施	/
7	ライフプラン講習会 (生活設計入門型)	メンタルヘルスに対応 (モデル) 23 ~ 民間企業若手社員との交流 (希望)	採用 3 年経験者 (小・中学校) を対象に実施	/
8	民間企業等長期派遣研修	対象、名称、期間を変更: 23 ~	高、特支のみ 期間: 原則 1 年	民間企業等長期体験研修: 小中、高、特支 (1、4、6 カ月)
9	E ラーニングの導入	集合研修の事前、事後で活用 24 ~	試験的に実施	/
10	経験豊かな教職員に対する研修	ベテラン教職員の持つ優れた教育観、知識・技能の伝承 24 ~	「『熟練の技』伝授研修」 「経験豊かな事務職員研修」	/
11	教科等指導リーダー育成事業	中堅教員の育成を目指し、研修会と他校教員への指導・助言 24 ~	教科等指導リーダー研修会 他校への訪問等	授業力向上実践研修 (AT、授業アド) 教科等指導リーダー研修会



## 特色を生かした、学校や地域における「有徳の人」づくり

(教育政策課)

県教育委員会では、「有徳の人」づくりを目指して様々な施策を展開するとともに、学校や地域と連携し、それぞれの特色を生かして行う教育活動を推進している。

県内のいたるところで特色ある教育活動が行われていることから、顕著な実績をあげた児童生徒や学校、団体等の活動を紹介する。

### 1 顕著な実績や成果をあげた児童生徒や学校

#### (1)自然・科学・技術分野(理数教育、環境教育、産業教育)

- 【清水東高等学校生徒】第52回国際数学オリンピック(オランダ大会)出場  
・銀メダル H23
- 【富士高等学校生徒】富士山溶岩流について、小学校6年次から継続して研究  
・日本学生科学賞 環境大臣賞 H23
- 【伊豆市立天城中学校】ユネスコスクール加盟(県内初)  
・第1回持続発展教育(ESD)大賞 中学校賞 H22
- 【焼津水産高等学校生徒】深海ザメのメニュー開発(有効利用)  
・第20回全国水産・海洋系高等学校生徒研究発表大会 最優秀賞(文部科学大臣奨励賞・水産庁長官賞) H23
- 【富岳館高等学校生徒】日本学校農業クラブ全国大会(長崎大会)出場  
・プロジェクト発表区分「環境」優秀賞(全国2位) H23

#### (2)ボランティア活動

- 【浜松市立水窪中学校生徒】地域の力となり、地域の役に立つ人になることを目指し、年間延べ250人が各自、自主的なボランティア活動に従事  
・ふるさと貢献賞 H23

#### (3)地域と連携した教育活動(地域学習、商品開発など)

- 【伊豆総合高等学校自然科学部】伊豆半島ジオパーク構想を教育活動に取り入れ、参加したシンポジウムで報告 高校生による小学生対象のジオツアーを実施  
・はごろも教育研究奨励賞学校賞 H22
- 【袋井商業高等学校】地域の特産品であるクラウンメロンを使用したデザートを、コンビニと連携して開発
- 【島田市立金谷小学校児童】修学旅行先において金谷の数々の特色を宣伝  
・ふるさと貢献賞 H23

#### (4)命を守る教育(安全教育・防災教育・食育など)

- 【掛川市立栄川中学校】児童生徒の避難所生活体験学習や教職員の幼・小・中一貫研修等により、地震防災や減災教育を推進  
・はごろも教育奨励賞(学校賞) H23
- 【三島市立北小学校】児童の味覚調査や親子料理教室の開催により食育を推進  
・第6回食育推進全国大会出場 学校給食文部科学省大臣表彰 H23

(5) 海外との交流（海外修学旅行等）

- 【浜松工業高等学校】姉妹校である国立沙鹿高級工業職業学校（台湾）に加えて、平成 23 年度から紹興市中等專業学校を加え、海外の学校と積極的に交流
- 【静岡市立伝馬町小学校児童・教員】児童・教員の訪問によるオーストラリアの小学校との交流
- ・あすなる賞 H22

(6) 学校種間の連携

- 【御殿場市立原里中学校】原里幼稚園・原里小学校・原里中学校で、キャリア教育を柱に、人間関係形成能力やコミュニケーション能力育成を目指した幼・小・中一貫教育を推進
- ・キャリア教育優良教育委員会、学校及び P T A 団体等文部科学省大臣表彰（団体の部）H23
- 【松崎町立松崎中学校・西伊豆町立西伊豆中学校・加茂中学校、松崎高等学校】連携型中高一貫教育を進める中で、「西豆学」の合同発表会を開催

(7) 文化活動

- 【三島北高等学校箏曲部】全国高等学校総合文化祭 日本音楽部門出場
- ・文部科学大臣賞 H23
- 【藤枝市教育委員会】子どもが芸術鑑賞の楽しさや喜びを味わうことができるよう、地域で活動する文化人を小中学校へ派遣する「文化の宝箱」事業を実施

2 顕著な実績や成果をあげた地域や団体による社会教育活動

(1) 地域の連携・協働による人づくり

- 【富士宮市立貴船小学校学校支援地域本部】「学校支援」と「地域支援」を柱とした P T A に C（コミュニティ）を加えた P T C A の協働による学校づくりを推進
- ・優れた「地域における学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰

(2) 放課後子ども教室

- 【牧之原市まきのはら水辺の楽校】【伊東市サウンドアドベンチャー】子どもに様々な体験の機会や活動の場を提供
- ・子どもをはぐくむ地域活動団体表彰

(3) 通学合宿

- 【森町小國神社】通学合宿を通じて、古式舞楽を保存継承
- ・子どもをはぐくむ地域活動団体表彰 H22

(4) 図書館活動・読書活動

- 【富士市富士・子どもの本を学ぶ連合会】【磐田市立中央図書館】子どもの読書活動を推進
- ・子どもの読書活動優秀実践表彰（文部科学大臣表彰）H22

(5) P T A 活動・ボランティア活動

- 【河津町立さくら幼稚園 P T A 他】優秀な P T A 活動により子どもの健全育成に寄与
- ・優良 P T A 表彰（文部科学大臣表彰）H22

## 「平成23年度発達障害等の生徒支援調査研究事業」の実施報告

(学校教育課高校再編整備室)

### 実態調査等

#### 1 調査概要

##### (1) 目的

高校段階における発達障害等のある生徒に対する支援のあり方について、保護者や医療・教育関係者等からのアンケート調査や保護者との意見交換会の実施、関連施設等の訪問調査により、実態を把握し、現状、課題及び要望を整理する。

##### (2) 主な調査内容

- ・ 中学校から高校への進学において必要とされる支援  
高校入試の特別措置の要否、情報の引継ぎ、高校以外の進路の選択肢等
- ・ 高校における発達障害等の生徒への支援  
支援の形態、自尊感情に配慮した支援、困難の状況に応じた支援等

#### 2 調査結果

##### (1) アンケート調査

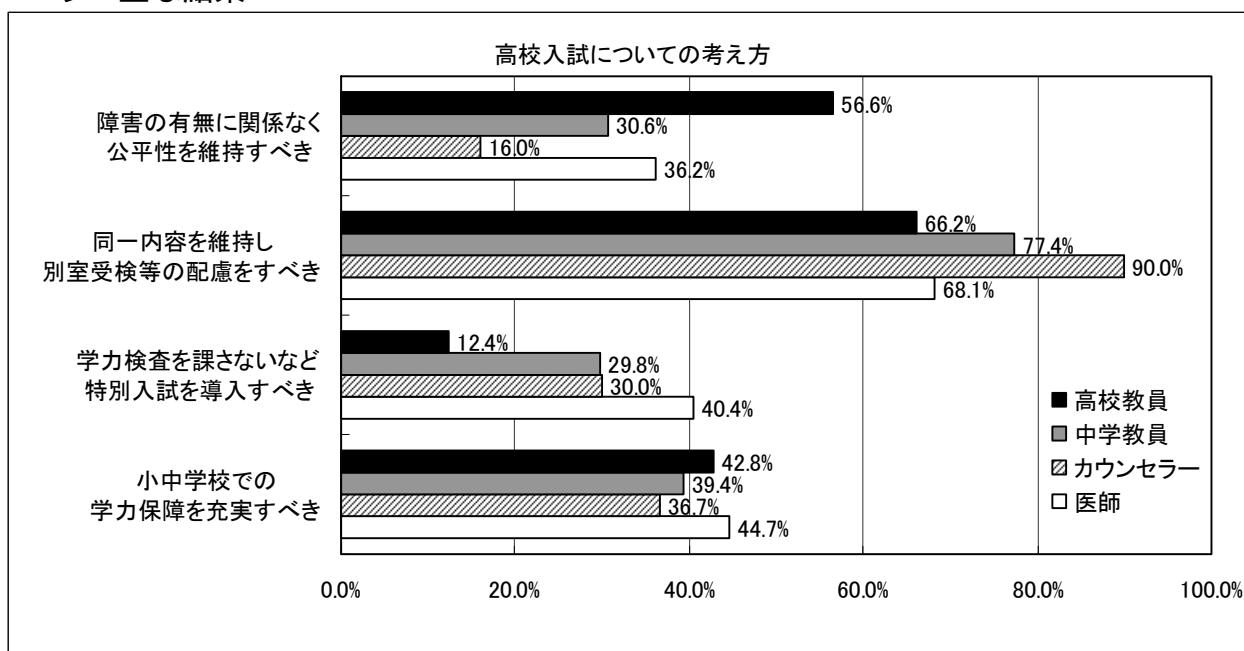
###### ア 調査時期

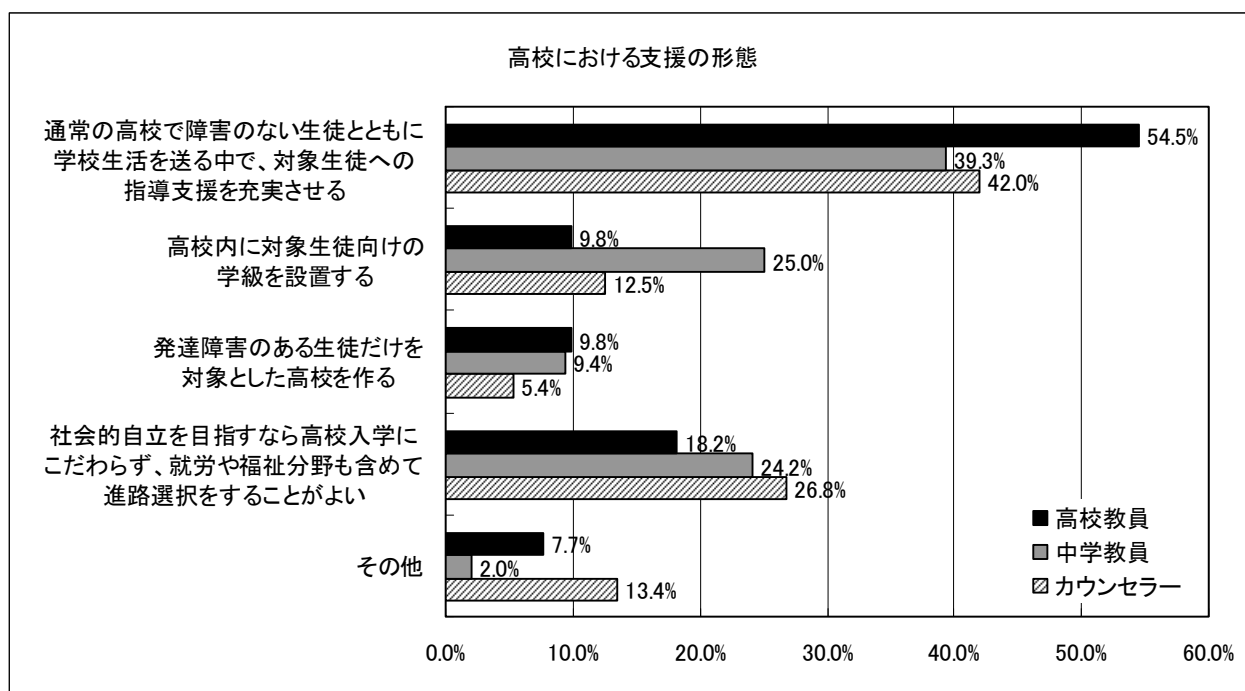
平成24年8月から9月末まで

###### イ 調査対象(回収数/配布数)

国公立中学校・高等学校の特別支援教育コーディネーター(403/419)、スクールカウンセラー(121/138)、医師(50/107)、事業所(63/107)

###### ウ 主な結果





## (2) 保護者意見交換会

### ア 開催日及び参加保護者

地区	開催日	参加保護者
西部	平成23年 9月 9日	東遠地区生活支援センターで療育指導を受けた子どもを持つ保護者（11人）
中部	平成23年11月11日	静岡県LD・周辺児(者)親の会“きんもくせい”中部地区会員のうち中高生の保護者（9人）
東部	平成23年11月25日	三島沼津地区在住の発達障害等のある中高生の保護者（10人）

### イ 主な意見

#### (ア) 中学校における課題

- ・ 特に問題も起こさずおとなしいと、学校から支援は必要ないと判断されてしまう。
- ・ 自閉症・情緒特別支援学級の学力保障をきちんとしてほしい。
- ・ 保護者や中学校教員の中に「特別支援学級からは高校受検できない。」という誤解がある。
- ・ 中卒後の進路の選択肢が限られる。私立高校やサポート校は経済的負担が大きい。

#### (イ) 高校における支援の要望

- ・ 高校でのテストにおける配慮について研究してほしい。
- ・ 人と交渉する力をつけるための授業をやってほしい。
- ・ 普通の高校で支援を受けられ、就労につながるのがベストだと思う。
- ・ 少人数の授業を増やしてくれるとよい。
- ・ 少人数で支援が受けられる普通高校の分校のようなものがあるとよい。
- ・ 特別支援学級的なクラスを高校に作ることはできないか。
- ・ アスペルガー症候群の生徒向けの英才教育を受けられる高校ができるとうい。
- ・ 通信制に毎日通えるようなシステムがあるとよい。
- ・ 個別支援が明確化されると抵抗がある子もいる。
- ・ 高校段階の支援では生徒のプライドに配慮してほしい。

### (3) 訪問調査

#### ア 訪問先

##### (ア) 高等学校

飛龍高等学校普通科生活文化コース（沼津市） 星槎高等学校（横浜市）  
神奈川県立横浜修悠館高等学校（横浜市） 輝高等学校（吉田町）

##### (イ) サポート校（広域通信制課程高等学校）

輝高等学院浜松校（輝高等学校） クラーク記念国際高等学校浜松キャンパス（ク  
ラーク記念国際高等学校） KTC 中央高等学院浜松キャンパス（屋久島おおぞら  
高等学校） 星槎国際高等学校浜松学習センター（星槎国際高等学校） YMCA 高  
等学院（八洲学園高等学校）

##### (ウ) 専修学校高等課程

富士宮高等専修学校、島田実業高等専修学校

##### (エ) その他

NPO インターナショナルセカンダリースクール、東京インターナショナルスク  
ール、湘南とつか YMCA

#### イ 主な視察内容

- ・神奈川県立横浜修悠館高校では、通信制の特性を生かした発達障害のある生徒への支援の研究と実践を行っている。「平日登校講座」は通信制でありながらほぼ毎日登校して様々な支援を受けられるなど、支援の形態や方法として参考になった。
- ・発達障害等のある生徒の全日制や定時制の高校以外の選択肢として、通信制高校のサポート校、専修学校高等課程等があり、該当生徒向けの講座や支援を取り入れている施設もある。広域通信制高校の卒業資格を取得可能だが、学費負担も大きい。

## モデル事業

### 1 モデル事業概要

- (1) 期間 平成 23 年 10 月 8 日～平成 24 年 2 月 25 日 土曜日に実施（全 18 回）
- (2) 会場 旧静岡県立周智高等学校（周智郡森町森 92-1）
- (3) 内容 ア コミュニケーション スキル講座  
イ 教育相談

### 2 コミュニケーション スキル講座

- (1) 対象  
公立高等学校に在籍し対人関係の構築に困難のある生徒（診断の有無は問わない。）
- (2) 受講生徒の状況
  - ・定員 30 人に対し 18 人の応募。9 人ずつの 2 グループに分け隔週で実施。
  - ・課程（全日制 12 人、定時制 2 人、通信制 4 人） 性別（男子 16 人、女子 2 人）
  - ・居住地（東部地区 0 人、中部地区 10 人、西部地区 8 人）
- (3) 講師
  - ・ソーシャルスキルトレーニング...鈴木大介（ジョブコーチ、浜松技術専門校講師）
  - ・農業実習...竹内靖代（メロン農家、袋井特別支援学校実習受入先）



#### (4) 講座内容

##### ア ソーシャルスキルトレーニング等の視点を取り入れた講座

自己理解、コミュニケーション技法の習得、感情の認知、自己肯定感の醸成などを目的として、「コミュニケーションとは何か」「自己紹介」「発声練習」「ボールを使った呼びかけやあいさつ練習」「長所・短所カードづくり」「接客ロールプレイ」「目隠し誘導」「イラストしりとり」「感情をイラストで表現」などを実施した。

##### イ 作業的な内容やグループでの学習等を取り入れた講座

農業実習...ビニルハウスでの大根、レタス、ほうれんそう、じゃがいも等の栽培  
調理実習...自分たちが栽培及び収穫した野菜を使った調理実習  
創作体験...森町の体験の里アクティ森における紙すき、陶芸体験等

#### (5) 評価（受講生徒 14 人・保護者 15 人・教員 18 人へのアンケート結果）

##### ア 受講のきっかけ

- ・教員の勧めで保護者が生徒に受講を促し生徒が受講を決めた事例が最も多い。

##### イ 講座への期待

- ・生徒、保護者、教員とも「対人関係の困難の改善」への期待が最も多い。

##### ウ 講座の回数（隔週で9回）・人数（1グループ9人）

- ・生徒、保護者、教員とも「ちょうどよい」の回答がほとんどを占めた。

##### エ 講座会場（旧周智高校）

- ・教員は「利用しにくい」「よくわからない」がほとんどを占めた。
- ・一人での電車利用が貴重な体験となり有意義だと感じた生徒、保護者もいた。

##### オ ソーシャルスキルトレーニング（SST） 農業実習の効果

- ・SSTの効果を感じた生徒は6人だった。
- ・SSTが今後役立つと思うと感じた生徒は10人だった。
- ・農業実習により栽培の喜びや収穫の達成感を感じた生徒は11人だった。
- ・農業実習時に他の生徒と協働作業できたと感じた生徒は10人だった。

##### カ 受講による家庭生活・学校生活の変化

- ・家庭生活、学校生活で変化があったと感じた生徒は2人だった。
- ・家庭生活で変化があったと感じた保護者は6人だった。
- ・学校生活で変化があったと感じた教員は9人だった。

##### キ 教育相談の利用

- ・生徒が1件、保護者が3件であった。
- ・「利用しなかった」と回答した生徒は4人、保護者は8人であった。

##### ク 講座全体の満足度

- ・「満足」「まあ満足」を合わせた回答は生徒10人、保護者12人だった。
- ・生徒の満足度について「よくわからない」と回答した教員は11人だった。

##### ケ 今後の講座

- ・生徒、保護者、教員とも「在籍校以外で土日などの実施」を望む声が多い。
- ・次いで「長期休業中にまとめて実施」を望む声が多い。
- ・生徒、保護者から「在籍校で選択科目として授業で実施」を望む声もある。
- ・講座の内容としてボランティア活動、スポーツ、就業体験などを望む声もある。

### 3 教育相談

#### (1) 対象

発達障害等のある公立中学校及び高等学校に在籍する生徒及びその保護者

#### (2) 相談員

- ・精神科医師...石井敏弘（聖隷クリストファー大学看護学部教授）
- ・臨床心理士...齊藤純子、今井由樹子（スクールカウンセラー）

#### (3) 実施方法

- ・教育相談実施日はコミュニケーションスキル講座開講日（土曜日）
- ・利用希望者は電話により利用希望日の1週間前までに予約
- ・1回の相談時間は50分程度、継続やセカンドオピニオン利用も可能
- ・原則、医師及び臨床心理士の2人体制で対応（2人×4件＝8件対応可能）

#### (4) 利用実績（延べ数）

##### ア 利用者

- ・高校生 12 件（生徒のみ 2 件、保護者のみ 8 件、生徒と保護者 2 件）
- ・中学生 11 件（生徒のみ 0 件、保護者のみ 6 件、生徒と保護者 5 件）

##### イ 利用者居住地

東部地区 1 人、中部地区 4 人、西部地区 18 人

##### ウ 相談対応者

医師 4 件、臨床心理士 19 件

##### エ 利用率

22.2%（教育相談員の対応可能件数に対する実際の利用件数の割合）

#### (5) 主な相談内容

- ・中学校卒業後の進路選択について
- ・学校生活不適應への対処について
- ・家庭生活の乱れへの対処について
- ・子どもの特性の理解と接し方について
- ・子どもの特性の見極めや受診の必要性について など

#### (6) 相談員の意見

- ・予想よりも利用率が低かった。
- ・発達障害に関する相談の需要は多いと感じるが、会場の地理的条件や周知不足が影響し、利用率が低くなったのではないかと。
- ・対象を私立中学校・高校に広げることや学校以外へも広報するなどして周知すれば、利用者は増えると思われる。

コミュニケーション スキル講座 (SST、農業実習、創作体験等)



SST (講義)



SST (実技)



農業実習 (野菜の栽培)



農業実習 (収穫野菜で調理実習)



創作体験 (紙すき) アクティ森



創作体験 (陶芸) アクティ森



専門家会議による視察 (協議)



専門家会議による視察 (SST 参観)

## 学校給食食材の放射能測定

(学校教育課)

### 1 目的

静岡県教育委員会は、国の3次補正を活用し、放射能測定機器を購入、設置することで、広域的な見地から学校給食における県内児童・生徒と保護者の安心のため学校給食食材の放射能測定を支援する。

### 2 検査体制

#### (1) 設置場所

・ 5箇所(下田高校、沼津視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、浜松視覚特別支援学校、総合教育センター)

#### (2) 対象の食材

・ 16 都県産の食材(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野)等

#### (3) 対象施設

・ 学校給食を実施している公立小中学校及び県立学校等

#### (4) 検査機器

・ NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ(株式会社テクノエーピー社製TN300Bベクレルモニター)

#### (5) 検査内容

測定核種

・ セシウム137 ・ セシウム134 ・ ヨウ素131

#### (6) 検査方法

・ 学校給食で使用する調理前の食材を各市町教育委員会等が持ち込み、各々の責任において測定する。

#### (7) 検査補助員(緊急雇用)の配置

・ 週5日×5時間=週25時間

・ 検査スケジュールの作成、校正作業などの維持管理、検査指導・補助等

#### (8) 検査回数

・ 1検体にかかる検査時間...10~15分

・ 1時間の検査可能検体数...2~3検体/台

・ 1日の検査可能検体数 ...約10検体/台

### 3 今後の予定

日付	内容
3月中~下旬	各市町教育委員会等への周知および希望調査とりまとめ
3月23日	機器納期限
3月下旬	検査補助員の求人
4月	本事業の内容及び検査機器使用方法等の講習会
5月中旬	検査開始

# 放射能測定装置(TN300Bベクレルモニター)

高感度NaI(Tl)シンチレータ 3インチを採用

自社開発  
国産

食品用放射能検査装置TN300Bは、食品や土壌などに含まれる放射能(単位はBq:ベクレル)を簡単な操作でどなたでも測定することが出来ます。測定結果は、リアルタイムにBq/kgで表示されます。

高感度シンチレータの3インチNaIを採用し、測定精度の向上と測定時間の短縮化を実現しており、放射能測定の一次スクリーニング用として最適です。

また、環境放射線の影響を最小限に抑えるため、遮へい体に厚さ50mmの鉛(セシウム137 662keVでは、放射線の減衰値は約1/140になります。出典:ICRP)を使用し、全体的にコンパクトな筐体を実現しています。サンプルの出し入れは、リニアガイドレールにより、安全で且つ簡単に開閉できます。

さらに、測定したデータはパソコンで効率的な管理が出来ます。

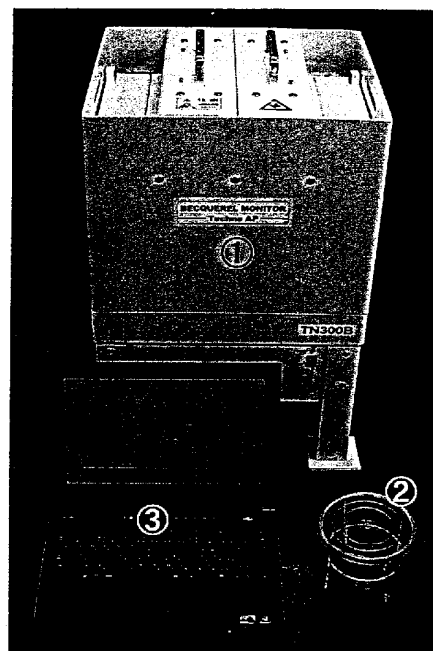
## 特徴

- 機能 放射能ベクレル(Bq/kg)測定
- 検出限界値※  $^{137}\text{Cs}$  1.0Bq/kg (10時間測定時)  
(正味計数値 $\geq 1.645\sigma$ )
- 定量下限値※  $^{137}\text{Cs}$  16Bq/kg (10分測定時)  
(正味計数値 $\geq 3\sigma$ )  $^{137}\text{Cs}$  10Bq/kg (20分測定時)
- 測定核種  $^{137}\text{Cs}$ 、 $^{134}\text{Cs}$ 、 $^{131}\text{I}$ 、 $^{40}\text{K}$  (同時計測)
- 総重量 約225kg
- エネルギー範囲 50keV ~ 2MeV
- 検出器 NaI(Tl)シンチレータ  $\phi 3$ インチ $\times 3$ インチ
- エネルギー分解能 7.0% ( $^{137}\text{Cs}$ , 662keV)

※バックグラウンド環境、計測時間によりこれらの値は異なります。

## 仕様

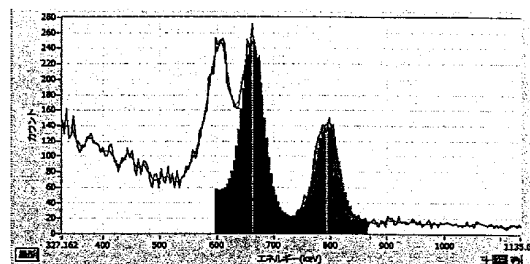
名称	TN300Bベクレルモニター
機能	放射能測定 単位はBq(ベクレル)/kg
測定核種	$^{137}\text{Cs}$ 、 $^{134}\text{Cs}$ 、 $^{131}\text{I}$ 、 $^{40}\text{K}$ (同時計測)
測定対象	食品(肉類、魚類、野菜)、土壌、水 など
測定対象容器	V-5容器 (630ml)
検出限界値 正味計数値 $\geq 1.645\sigma$	$^{137}\text{Cs}$ : 1.0Bq/kg(1kg/L時)・・・10時間測定時
定量下限値 正味計数値 $\geq 3\sigma$	$^{137}\text{Cs}$ : 16Bq/kg(1kg/L時)・・・10分測定時 $^{137}\text{Cs}$ : 10Bq/kg(1kg/L時)・・・20分測定時
測定時間	10分～
測定エネルギー範囲	50keV ~ 2MeV ※1024チャネル
検出器	NaI(Tl)シンチレータ $\phi 3$ インチ $\times 3$ インチ
エネルギー分解能	7.0%@ $^{137}\text{Cs}$ (662keVのエネルギーピーク)
エネルギー校正	$^{40}\text{K}$ (カリウム40※自然界に多く存在します)
鉛遮へい厚	50mm
ベクレルモニターソフト	ピークサーチ方法: 平滑化二次微分ピークサーチ法 ピーク中心計算方法: 二次微係数の三点計数値法 ピークアウト方法: ピーク面積法 ピーク分離方法: 妨害ピーク処理1次式+ガウスフィッティングにてピーク分離
外形寸法(単位mm)	400(W) $\times$ 370(D) $\times$ 520(H)
総重量	約225kg
環境条件	使用温度0~40°C, 結露なきこと
本体及び付属品	本体、ベクレルモニターソフトウェア、ノートPC (Excel付属)、プリンタ、V-5容器、USBケーブル、取扱説明書、校正証明書
PC用ソフトウェア	動作条件はWindows XP SP3以降及び必要Excel 2003以降、画面解像度HD(1366 $\times$ 768)以上



TN300Bベクレルモニター

### TN300Bベクレルモニターの構成

- ①本体
- ②V-5容器(630ml)
- ③ベクレルモニターソフトウェア



ベクレルモニターソフトウェア スペクトル画面  
赤色: Cs-137(662keV)、桃色: Cs-134(796keV)  
※複合ピークはガウスフィッティングにより分離します。

※記載内容は予告なく変更することがあります。

日本製

# Techno AP

計測制御・放射線計測に関する電子回路の設計製作

株式会社テクノエーピー

TEL: 029-350-8011 FAX: 029-352-9013

Adr: 〒312-0012 茨城県ひたちなか市馬渡2976-15

URL: <http://www.techno-ap.com> Mail: [tap@techno-ap.com](mailto:tap@techno-ap.com)

更新 2012/1/7

高校生の交通安全に関する意識調査結果

(学校教育課)

1 実施内容

- (1) 期間 平成 23 年 12 月から平成 24 年 2 月まで
- (2) 対象 公立高等学校 (120 校) のすべての生徒、約 6 万 5 千人
- (3) 内容 「事故経験」に関する調査  
「交通安全意識や考え方」に関する調査  
「交通ルールの知識」に関する調査

2 調査結果

- (1) 経験について ・事故経験者が 4 人に 1 人、ヒヤリハット経験者が 4 人に 3 人。
- (2) 意識について ・交通安全に無関心の生徒が 8,000 人程度存在する。  
・危険回避のための危険予測を 3 人に 1 人はしていない。
- (3) 知識について ・自転車安全利用五則は、ほとんどの生徒が認識していない。  
・交通ルールを理解していない生徒が多く存在する。

分野	問	質問内容 (簡略)	結 果			
経験	1	事故経験	あり	25.0%	なし	75.0%
	2	ヒヤリハット経験	あり	76.2%	なし	23.8%
意識 考え方	3	高校生の死傷者数	多い	90.9%	少ない	9.1%
	4	全国ワースト 2 位	改善したい	88.0%	気にならない	12.0%
	5	事故を減らす	可能	82.0%	不可能	18.0%
	6	発生時間帯	6~9 時	15~19 時	19~22 時	
	7	交通ルール違反	一時不停止	並進走行		
	8	ルール違反の理由	ルールを守らなくても事故に遭わない	43.9%		
			ルールを守ることが面倒くさい	22.0%		
	9	事故減少に必要なこと	安全確認すればルールを守る必要はない	19.5%		
			生徒自身がルールを守る	44.3%		
			生徒自身が意識を持ち自分の身を守る	37.2%		
10	危険予測	している	68.1%	していない	31.9%	
知識	11	自転車安全利用五則	知っている	12.9%	知らない	87.1%
	12	歩行者通行妨害	25.4%	53.4%	×	21.2%
	13	一時停止違反	25.9%	57.2%	×	16.9%
	14	並進走行	23.6%	47.2%	×	29.1%
	15	携帯電話等の使用	43.5%	42.1%	×	14.5%
	16	ヘッドホン等の使用	43.8%	42.5%	×	13.7%
	17	右側通行	18.9%	50.9%	×	30.2%
	18	無灯火運転	31.4%	47.2%	×	21.4%
上記の記号は次のとおり ...規則及び罰則を知っている ...規則のみ知っている ×...知らない						

### 3 分析と今後の対応

90%以上の生徒が事故が多いと感じ、80%以上の生徒が事故を減らすことは可能だと思っている。

高校生交通安全地域連絡協議会を生徒主体で開催し、地区及び各校の交通安全活動を充実させる。

交通安全に無関心の生徒が1校あたり約67人存在することを認識し、各校の交通安全教室等の実施内容や実施方法等において、意識を高めるための工夫を凝らす。

事故の原因や実態は概ね把握できているが、危険予測行動が3人に1人はできていない。

登校中の事故が最も多く、生徒も実態を把握していることから、各校における時差登校等のゆとりある登校ができるよう工夫する。

各校の交通安全教室等において、危険予測訓練等の内容を実施できるように工夫する。

ルールを守らなくても事故には遭わないと思っている反面、ルールを守ることが交通事故の減少につながると考えており、生徒自身が意識を持って自分のみは自分で守る必要があると思っている。

交通ルールを知らなかったり、知っていても内容までは知らない生徒が多く存在する。

各校において、ホームルーム活動等を利用し、交通ルールを学習できるようにする。

交通安全意識とともに、交通ルールを守る意識も高められるよう各校の交通安全活動を充実させる。

警察等の関係機関と協力して、交通ルールを周知する。

平成24年度高等学校交通安全教育指導者研修会において、特色ある交通安全教室や交通安全活動を実施している学校に活動内容等を実践発表してもらい、各校の交通安全教育に役立てられるようにモデルを示す予定。

### 4 参考資料

(1)交通事故死傷者数(年中1~12月、( )内は死者数)(人) (県警資料参考)

校種	19年	20年	21年	22年	23年	前年比
高校生	1,757(3)	1,685(6)	1,587(3)	1,823(1)	1,753(3)	-70(+2)

(2)自転車等乗車中交通事故死傷者数(年中、( )内は死者数)(人)(県警資料参考)

校種	19年	20年	21年	22年	23年	前年比
高校生	1,278(0)	1,264(4)	1,164(0)	1,327(0)	1,307(2)	-20(+2)

(3)静岡県の高中生交通事故全国ワースト順位の推移

(年中、10万人あたり死傷者数、交通安全教育普及協会統計資料参考)

年中	18年	19年	20年	21年	22年
順位	3位	4位	3位	3位	2位
死傷者数	1712.2人	1612.7人	1581.4人	1492.4人	1709.8人

## しずおか型部活動の在り方

(学校教育課)

### 1 要旨

本県の部活動の在り方については、これまで、「部活動課題研究委員会」や外部の学識経験者等を委員とする「理想の学校教育具現化委員会」等において協議され、現状の部活動の諸課題や今後の検討の視点等が示されている。

本委員会は、このようなことを踏まえた上で、平成21年12月から協議を重ねてきたが、本年度が最終年度になることから、これまでの協議内容を取りまとめた。

### 2 整理のポイント

#### (1) 部活動の意義

部活動は、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す本県の教育の理想を追求する上で、学校教育活動の重要な柱の一つと考えられる。

#### (2) 生徒にとって望ましい部活動

生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しみ、豊かな人生を送ることができるようにすること、さらに、部活動で身に付けた知識・技能等を生かして、学校、地域等の様々な場において、関わり合いや体験等を行う機会を充実させ、豊かな人間性を育むことが望ましい。

#### (3) 生徒、教員及び外部指導者に関する課題

小規模校においては、部活動の統廃合を余儀なくされたり、部員数の減少に伴い大会への参加が困難となっていることや、教員が部活動を指導するために必要な知識・技能等を身に付けること、事故防止や危機管理を含む幅広いマネジメント能力を身に付けておくことが必要である。また、外部指導者の位置付けや権限が曖昧であるなどの課題も指摘されている。

#### (4) 課題解決及び部活動を推進するための体制整備の方策

望ましい部活動を推進するための体制を整備する方策について、「合同部活動の推進」「教員研修の充実」「外部指導者の活用」「大会日程と休養日の設定」「社会貢献活動の推進」について検討していくことが必要である。

#### (5) 今後の対応教

県教育委員会は、スポーツ及び文化関係の諸団体との連携を密にするとともに、必要な施設・設備の整備などが求められる。

さらに、地域のスポーツクラブやNPO等とのつながりの中で生徒の活動の場を多様化していくことについても検討していく必要がある。

### 3 取りまとめ内容

添付資料のとおり



## しずおか型部活動の在り方について（まとめ）

本県の部活動の在り方については、これまで、「部活動課題研究委員会」や外部の学識経験者等を委員とする「理想の学校教育具現化委員会」等において協議され、現状の部活動の諸課題や今後の検討の視点等が示されている。

本委員会は、このようなことを踏まえた上で、平成21年12月から協議を重ねてきたが、本年度が最終年度になることから、これまでの協議内容を、次の項目により整理し、下記のとおり取りまとめた。

- 1 部活動の意義
- 2 生徒にとって望ましい部活動
- 3 生徒、教員及び外部指導者に関する課題
- 4 課題解決及び部活動を推進するための体制整備の方策
- 5 今後の対応

## 1 部活動の意義

学習指導要領（中学校平成20年3月、高等学校平成21年3月告示）では、部活動の意義を「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」としている。

本委員会においても、部活動は、生徒の人格形成に大きく寄与しており、日本の学校文化の中で極めて重要な役割を果たしてきているという意見や、より高い水準や記録に挑戦したいという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有しているという意見があった。

このようなことを踏まえ、また、平成23年3月に策定された静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」も参酌した上で、部活動の意義について次のとおり考えた。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しむ活動を通して、豊かな感性や健やかでたくましい身体等を育成するとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

また、生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育むことができる点で大切な役割を担っている。

さらに、目標の達成に向かって互いに励まし合い、高め合う営みは、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成に資するものである。

このような意義の認められる部活動は、「文・武・芸」三道の鼎立を目指す本県の教育の理想を追求する上で、学校教育活動の重要な柱の一つと考えられる。

## 2 生徒にとって望ましい部活動

本県では、部活動が生徒の人格形成に資する重要な学校教育活動であるという認識の下に、部活動への参加を奨励してきたことから、その加入率は、全国平均を上回る高い

水準で推移しており、多くの学校で日々活発に活動が展開されている。

本委員会では、このようなことを踏まえた上で、部活動を行う生徒全員がそれぞれの資質・能力を十分に伸ばせるような環境を整備するとともに、部活動を生涯学習の一環として捉え、学校生活を通して、継続的に部活動に取り組むことにより、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しみ、豊かな人生を送ることができるようにすることが大切であると考えた。

さらに、「有徳の人」の育成を推進する観点から、部活動で身に付けた知識・技能等を生かして、学校、地域等の様々な場において、関わり合いや体験等を行う機会を充実させ、豊かな人間性を育むことが望ましいと考えた。

このようなことから、本委員会では、本県が目指す部活動（しずおか型部活動）の在り方を次のように捉え、その実現に向けて体制を整備することが望ましいと考えた。

生徒は、各人の興味・関心、適性等に応じて部活動に参加している。

生徒は、部活動の指導に必要な知識・技能等を有する教員等から適切な指導を受けている。

生徒は、学習との両立を図るとともに、各人の資質・能力等に応じて、より高い水準を目指して活動することにより、充実感や達成感を得ている。

生徒は、部活動を通して、豊かな人間性を育てている。

### 3 生徒、教員及び外部指導者に関する課題

#### (1) 「生徒は、各人の興味・関心、適性等に応じて部活動に参加している」という観点から

近年、少子化の影響で小規模校が増加しつつある。小規模校においては、教員数の減少もあいまって部活動の統廃合を余儀なくされたり、部員数の減少に伴い大会への参加が困難となるなどの課題が指摘されている。

#### (2) 「生徒は、部活動の指導に必要な知識・技能等を有する教員等から適切な指導を受けている」という観点から

学校においては、限られた教員数により、部活動の指導に当たるため、教員は担当する部活動についての専門的な知識・技能等を必ずしも有していない。そのため、教員が部活動を指導するために必要な知識・技能等を身に付ける機会を提供するとともに、状況に応じて外部指導者の活用を図ることが必要である。

教員については、部活動の意義に関する深い理解や担当する部活動の技術指導に加えて、事故防止や危機管理を含む幅広いマネジメント能力を身に付けておく必要があり、そのための研修の充実が求められるという意見がある。なお、教員の不祥事には、部活動指導における体罰や不適切な会計処理等も見られることから、部活動の意義や目的を正しく理解し、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導に当たることが必要である。

外部指導者については、現在、県教育委員会が「スポーツエキスパート」及び「文化の匠」派遣事業、大学生等による部活動支援ボランティア事業、人材情報を提供する学びの宝箱活用推進事業を実施しているほか、市町によっては、中学校に対する同様の派遣事業を実施したり、学校支援地域本部を活用したりしている場合もあるが、

学校の多様なニーズに対応するため、より一層の充実が求められるという意見がある。

平成23年7月に県教育委員会が外部指導者の活用状況を調査したところ、県内の中学校では1,000人以上、高等学校では700人以上の外部指導者の協力を得て部活動が行われており、外部指導者が重要な役割を果たしていることが明らかになった。また、優れた外部指導者を得て大きな成果を上げている学校が数多くある一方で、当該校の教育方針についての理解が必ずしも十分でない外部指導者がいたり、外部指導者の位置付けや権限が曖昧であるなどの課題も指摘されている。なお、外部指導者に対する謝金の保護者負担も課題となっている。

(3) 「生徒は、学習との両立を図るとともに、各人の資質・能力等に応じて、より高い水準を目指して活動することにより、充実感や達成感を得ている」という観点から

大半の学校や部活動では、休養日等を設定することにより、学習との両立や心身の健康に配慮した活動が行われているが、一部の部活動において、活動時間が著しく長く十分な休養が取れない等の事由により、学習や健康への影響が懸念されるケースも見られるという指摘がある。

特に、運動部活動では、運動生理学等に基づいたトレーニングを実践することにより、適切な活動時間と休養を確保することの重要性が指摘されているが、そのことについて、より一層の周知が求められるという意見がある。

(4) 「生徒は、部活動を通して、豊かな人間性を育てている」という観点から

生徒は、日常の部活動を通して、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等を育てているが、部活動で身に付けた知識・技能等を社会の中で発揮することを通して、自らの特性を自覚し、周囲から感謝され、承認されることにより、自己肯定感や社会性等が一層高まると考えられる。

現在、県教育委員会では、生徒と社会との関わり合いを深め、「有徳の人」の育成を推進するため、体験活動の充実を図っているところであり、部活動を通じた社会貢献活動についても一層の推進が求められるという意見がある。

(5) その他

教員の心身の健康維持については、長時間の時間外業務を余儀なくされている状況が見られることから、十分な配慮が必要である。また、週休日の対外試合等については、授業時間確保の面から、勤務の振替が難しいなどの課題が指摘されている。

また、部活動指導に要する時間が多く、教材研究の時間やホームルーム担任等として生徒と向き合う時間の確保が難しい状況も見られる。

#### 4 課題解決及び部活動を推進するための体制整備の方策

上記3の課題を踏まえ、上記2の望ましい部活動を推進するための体制を整備する方策についての協議を行い、次のとおり取りまとめた。

### (1) 合同部活動の推進

合同部活動は、複数の学校が合同で部活動を行うもので、中学校のバスケットボールやソフトボール、高等学校の陸上競技（駅伝）やサッカー等で実施されている。生徒数の減少や部員数の偏りなどにより、チームを編成することが困難になった部活動に、練習や大会参加の機会を設けるための意義ある取組と考えられ、各学校の状況に応じて推進していくことが望ましい。

なお、大会参加に当たり、複数の学校で新たなチームを編成する方法や他校のチームに加わる方法等、様々な形態が考えられることや、通常の合同練習の在り方についても十分配慮する必要があることから、今後も引き続き実施状況と課題の把握に努め、複数の学校の生徒が連携して部活動を行う場合の責任の所在等留意すべき事項について早急に検討することが望ましい。

また、合同部活動（チーム）により大会に参加する場合の取扱いについては、既に、県中体連と県高体連において規定や申し合わせが設けられ、改善が図られていることから、これらを周知することが必要である。

さらに、合同部活動を実施するに当たっては、競技力の強化が主たる目的にならないよう留意することが必要である。

### (2) 教員研修の充実

部活動はあくまで学校教育活動の一環であり、教員が主体となって指導に携わることから、部活動を円滑に運営するために必要な事項を学ぶ環境を整備することが望ましい。

県教育委員会やスポーツ・文化関係の様々な団体が主催する各種指導者研修会においては、技術指導に関する内容に加え、部活動のマネジメント能力の育成や不祥事防止等に関する内容を充実することが望ましい。

また、県教育委員会が作成する教職員研修資料等に部活動の意義や運営の在り方について記載し、様々な研修で活用することも考えられる。

### (3) 外部指導者の活用

現在、県教育委員会等が実施している外部指導者派遣事業以外にも、各学校が多くの外部指導者の協力を得て部活動を実施しており、外部指導者に対するニーズが高いことから、各学校がふさわしい人材を確保することができる環境を整備する必要がある。そのため、県教育委員会や市町教育委員会の有する人材リストの一層の活用を呼びかけるとともに、外部指導者の活用に要する経費の財源の確保について検討することが望ましい。

また、外部指導者を委嘱するための手続きについての要綱を定めるとともに、外部指導者に対しては、身分、指導内容、指導上の留意点及び謝金等について事前に十分説明しておく必要がある。

なお、外部指導者は、教員との連携を密にして指導に当たることが大切であるが、指導経験が豊富で適切な指導ができる者については、各学校の指導方針・指導計画の下、単独での指導ができる体制を望む強い意見がある。そのため、退職教員の活用を

目的とした部活動特別指導者派遣モデル事業の検証を踏まえ、県の人材活用の在り方として新たな枠組みを設けるとともに、一定の条件の下に、外部指導者が単独で指導できる体制の整備について具体的な検討を行うことが望ましい。

一方、優れた資質・能力を有している生徒に対しては、卓越した指導者からの指導を受ける機会を設けることが望ましい。それにより、さらに高度な知識・技能の習得だけでなく、知的好奇心や活動意欲の向上がなされ、全国大会等で上位に入賞できる生徒の育成が期待される。

今後は、(財)静岡県体育協会や静岡県文化協会等の関係諸団体との連携を一層強めるなど、個々の資質・能力に応じて、十分な活動を行うことができる環境を整備することが望ましい。

#### (4) 大会日程と休養日の設定

県中体連、県高体連及び県高野連 が定めている休養日に関する申し合わせ事項の一層の周知徹底を図るとともに、大会を主催する他の競技団体(協会)等との連携を図り、休養日を設定しやすい環境を整備することが望ましい。

なお、管理職が、労働安全管理や教職員の健康管理という観点から、勤務状況を把握し、多忙な勤務の解消について配慮するとともに、生徒の健康の増進に配慮する必要があることから、各種大会等への参加については、その意義や必要性を踏まえて、総合的に検討すべきものと考えられる。

#### (5) 社会貢献活動の推進

部活動の生徒による社会貢献活動としては、吹奏楽部の中学生が地域の福祉施設等に出向いて演奏会を行ったり、運動部の高校生が小中学生にスポーツの楽しさを教えたりしている例がある。このような取組を一層推進するとともに、生徒が様々な社会貢献活動に取り組む機会を充実することが望ましい。

さらに、現在、県教育委員会で実施している各学校での活動状況や受入計画をまとめてホームページに掲載する取組等は、社会貢献活動を推進する上で有効な方策の一つと考えられることから、一層充実することが望ましい。

### 5 今後の対応

以上のことを踏まえ、各学校が学校教育活動の一環として、教育課程との関連を図りつつ、適切に部活動を実施できるよう、県教育委員会がスポーツ及び文化関係の諸団体との連携を密にし、部活動を支援する体制を整備するとともに、必要な施設・設備を整備するなど、現在の部活動が抱える諸課題に対処する取組を速やかに実施することが求められる。

さらに、地域のスポーツクラブやNPO等とのつながりの中で生徒の活動の場を多様化していくことについても検討していく必要がある。

県中体連(静岡県中学校体育連盟) 県高体連(静岡県高等学校体育連盟)  
県高野連(静岡県高等学校野球連盟)

## 朝霧高原茅場の「ふるさと文化財の森」設定

(文化財保護課)

### 1 概要

朝霧高原茅場(富士宮市根原)が3月2日付けで文化庁「ふるさと文化財の森」に設定された。県内では昨年設定された「東京大学樹芸研究所クスノキ林」に次いで2例目である。

### 2 「ふるさと文化財の森」とは

文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには木材などの資材の確保と、これに関する技能者の養成が必要である。このために、文化庁では平成19年から修理等に必要資材のモデル供給林及び研修林を「ふるさと文化財の森」と位置づける制度を創設した。修理用資材を通じて文化財保護への理解を深めることも目的としている。今回の設定分を含め、全国で合計45か所が設定されている。

### 3 朝霧高原茅場(あさぎりこうげんかやば)

朝霧高原茅場は、国道139号線の東側(富士山側)と西側(毛無山側)の二か所に区分され、面積は約152ヘクタールである。所有者は富士宮市根原区財産区であり、管理は根原区民18戸で行っている。富士宮市やNPO法人などと協力しながら、品質の高い茅(ススキ)の生産に取り組んでいる。毎年、4月上旬に火入れを行っている。



## 静岡県立中央図書館協議会条例の一部改正

(社会教育課)

### 1 概要

図書館法の一部改正により、新たに図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な改正を行った。

### 2 改正の背景

- (1) 第 2 次一括法の成立に伴い、図書館法が一部改正され、平成 24 年 4 月 1 日までに図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めることとなった。
- (2) 任命基準を条例で定めるにあたり、参酌すべき基準を文部科学省令で定めることとなった。
- (3) 参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとなった。

### 3 改正の要旨

- (1) 静岡県立中央図書館協議会条例に任命の基準を追加

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとした。

改正前	改正後
(設置) 第 1 条 (略)	(設置) 第 1 条 (略) <u>(任命の基準)</u> 第 1 条の 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。</u>
(定数) 第 2 条 <u>協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。</u>	(定数) 第 2 条 委員の定数は、10人以内とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

- (2) 現行の協議会に対する評価

現行の図書館協議会については、各委員から活発な意見が出され、館長の諮問機関として機能している。

改正前の図書館協議会委員の任命基準は、図書館法により定められており、「学校教育の関係者」、「社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「学識経験者」の 4 者と規定されており、現行の基準でも多様な分野からの人選が行われている。

- (3) 改正案の考え方

任命基準については、法律から条例に移行するが、協議会の人選の考え方は、以下の理由により変更しない。

ア 現行の基準であっても、協議会として十分に機能を果たしていること。

イ 文部科学省令の参酌基準について、図書館法改正前の基準と同様の内容であること。

ウ 他都道府県もほぼ同様の意向を持ち、現行のままで変更しないこと。

## 指定管理者外部評価委員会の評価概要

( 社会教育課 )

### 1 平成 23 年度三ヶ日青年の家

#### (1) 指定管理者外部評価委員会の目的

指定管理者である株式会社小学館集英社プロダクションによる管理、運営及び事業が、県の施設として健全に行われているか、事業計画に従って計画的に行われているかの評価を行い、今後の管理及び事業の運営に生かす。

#### (2) 指定管理者外部評価委員会

No.	役 職	立 場	氏 名	所 属
1	委 員 長	学 識 経 験 者	村 越 真	静岡大学教授
2	委 員	利用者代表 (学校)	石 田 修 啓	湖西市立新居中学校長
3	委 員	危機管理専門家	池 田 浩 敬	富士常葉大学教授
4	委 員	海洋活動専門家	山 下 正 夫	全日本潜水連盟 専務理事
5	委 員	財 務 専 門 家	磯 部 和 明	公認会計士税理士 いそべ会計
6	委 員	行 政	活 洲 み な 子	社会教育課長

#### (3) 評価の視点及び評価の材料

##### 【 評価の視点 】

- ・ 施設の基準 (施設維持管理基準、施設運営基準、事業運営基準) や事業計画に沿った管理運営を安定して行っているか。
- ・ 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られているか。

##### 【 評価の材料 】

- ・ 各種報告書 (収支状況、維持管理、利用状況、施設運営、事業運営 等)
- ・ 利用者アンケート及びモニター調査 (学校利用、団体利用、主催事業 等)
- ・ 現地視察 (主催事業実施状況の視察)

#### (4) 評価委員会開催状況

	開催日	会 場	協 議 内 容
第 1 回	7 月 4 日 (月)	県庁西館 8 F 教育委員会第 1 会議室	指定管理者からのヒアリング (H22 実績報告及び H23 事業計画)、評価項目の検討
第 2 回	9 月 15 日 (木)	三ヶ日青年の家	活動の視察及び施設利用状況の確認
第 3 回	12 月 5 日 (月)	県庁西館 7 F 教育委員会会議室	評価資料、モニター調査報告の確認、検証 評価決定方法の検討
第 4 回	2 月 17 日 (金)	県庁西館 7 F 教育委員会会議室	平成 23 年度評価の総括
-	3 月 27 日 (火)	県庁内会議室	指定管理者への外部評価結果伝達

#### (5) 評価結果 (別紙)



## 9段階評価ポイント

評 価 項 目		評価ポイント	
		23 年度	22 年度
評価の総括		B +	-
項目別評価	青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	B +	-
	青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A -	-
	青少年の健全な育成を図る事業の運営	B +	-
	学校利用への適切な対応	B	-
	青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	B	-
	カッターボート転覆事故後の信頼回復（平成 23 年度に付け加えた項目）	B	

（参考）9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	心象として ABC に対し上回るか下回るかにより、必要に応じて + - の付加記号を付ける。
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	

（注記）本年度は、海洋活動の休止及び、海洋活動に係る安全管理マニュアル作成途上の状況における評価である。

評価の総括 **[ 9段階評価 A+ A A- B+ B B- C+ C C- ]**

- ・ 事故後の信頼回復に向けて危機管理対応のためのマニュアル整備や訓練の充実など一定の努力が認められる。また利用者のアンケートでも満足度は 80-90%を維持しており、よい状況に向かっていると考えられる。ただし、プログラムの説明や質問への対応などには改善の余地もある。
- ・ さらなる実効性のあるリスクマネジメントの確立や、施設の管理、新たな活動の展開とそれによる利用者の回復など、いくつかの課題があり、それらの改善が望まれる。
- ・ 小学館集英社プロダクションの財務内容は健全であり、また、三ヶ日青年の家の収支は妥当であると判断する。

## 要望項目

- ・ **（学校利用への適切な対応）**学校利用者への対応の向上、学校利用者数を増やすための新規プログラムの開発や広報活動など、具体的な対策を求める。
- ・ **（施設運営）**利用者の問い合わせやクレームに対し、所内で素早く情報の共有や対応をする仕組みづくりの向上を検討してほしい。
- ・ **（事故後の信頼回復）**危機管理マニュアルの検証を含めた実行力の向上や簡便に利用できるクイックマニュアルの整備が必要である。

## 項目別評価

青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理 **[ 9段階評価 B+ ]**

- ・ 利用者のモニター評価は概ね高く、快適かつ安心して利用できる状況にある。その一方で、自転車の整備不良や施設の老朽化に伴うと思われる指摘が若干みられる。これらについてのさらなる対応が望まれる。

#### 青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営

〔 9段階評価 A- 〕

- ・ 全体的に利用者の評価は高く、職員に対する評価も良好な回答が多く見られることから、よく気配りされていることが伺える。
- ・ 利用者の質問に対し回答に窮したケースがあったことは、利用者に不安を与えかねない大きな問題点であり、改善の必要がある。適切な回答が出来るよう毎日の職員間の確認、報告等密なコミュニケーションを取れる時間とシステムが必要である。
- ・ マニュアル整備と、その実施訓練に力を入れ、質の高いものができている。一方、画一的で、マニュアル通りの対応は、ともすれば事務的で配慮に欠ける対応と感ぜさせることがある。臨機応変な対応ができるような工夫が必要である。

#### 青少年の健全な育成を図る事業の運営

〔 9段階評価 B+ 〕

- ・ 海洋活動が再開されていない現状では、県民の幅広いニーズに応えるための研修プログラムが十分とは言えない状況にあるが、その点を除けば、利用者からは概ね高い評価を得ている点は評価できる。
- ・ 施設の特徴でもある海洋活動が再開されていない現状では、成果が十分に上がっているとは言い難い。

#### 学校利用への適切な対応

〔 9段階評価 B 〕

- ・ 海洋活動の休止で利用者は減っているが、現在のプログラムでの努力は評価できる。利用者側にとって一層魅力的なプログラム開発への努力を求めたい。
- ・ 丁寧な説明や打ち合わせは当然必要であるが、事前打ち合わせで、立場や役割を明確にすることによって長時間の待機や説明の重複を避けたい。また、活動の主旨、目的、互いの役割分担・守備範囲等について利用者と十分コミュニケーションをとることが必要である。

#### 青少年教育施設としての目的にあった活動の展開

〔 9段階評価 B 〕

- ・ 海洋活動ができないことから、利用者のニーズに応えられていない現状は否めない。
- ・ 制約のある中で、新規プログラムを増やす努力がなされている点は評価できるので、利用者へのさらなる提案広報が望まれる。
- ・ 海洋活動再開を望む声の利用者から上がっており、安全対策の徹底を前提条件として、早期の活動再開のための、さらなる努力が望まれる。

#### カッターボート転覆事故後の信頼回復

〔 9段階評価 B 〕

- ・ 危機管理に関するマニュアル類の整備、組織・体制の明確化、また毎月の安全対策検討会における事故・ヒヤリハット報告と対策検討の継続的实施、定期的な訓練の実施、職員教育等、危機管理体制の構築に努力され、職員の資格取得や訓練による技術力アップ、意識の向上といった点が高く評価できる。
- ・ 職員の意識や技術的レベルは格段に向上されており、利用者からの要望が多い海洋活動再開に向け、今後の取り組み方を工夫し、訓練のマネリ化による意識の低下を防止したい。
- ・ 多種にわたり情報量の非常に多いマニュアルが短期間で整備・改訂されたため、この内容を職員全員が把握するための効率的かつ継続的な周知・理解のための教育・研修や、職員に浸透させ実効性のあるものとするための教育・研修の実施、要点をまとめた概要版の作成等が必要である。
- ・ 職員が取得した資格は、信頼証明となりうるが、知識、技術は日々の訓練（経験）により体得できるものであり、非常時に機能させるために、現在行われている年間計画の中に組み込んだ定期訓練（リアルシミュレーション）をさらに充実させる必要がある。
- ・ 定期的職員ディスカッション及び年間計画に組み込んだ定期訓練、関係諸機関との定期的意見交換と交流をさらに充実させることが重要である。

## 2 平成 23 年度朝霧野外活動センター

### (1) 指定管理者外部評価委員会の目的

指定管理者であるキャンプ協会グループによる管理、運営及び事業が、県の施設として健全に行われているか、事業計画に従って計画的に行われているかの評価を行い、今後の管理及び事業の運営に生かす。

### (2) 指定管理者外部評価委員会

No.	役 職	立 場	氏 名	所 属
1	委 員 長	学 識 経 験 者	上 條 秀 元	常葉学園大学教育学部特任教授
2	委 員	利用者代表（学校）	佐々木 朗	富士宮市立稲子小学校長
3	委 員	野外教育活動専門家	川 村 悦 子	川村茂税理士事務所・野外活動専門家
4	委 員	施 設 経 営 関 係	杉 山 孝	(株)キャリア・クリエイト代表取締役
5	委 員	行 政	活洲みな子	社会教育課長

### (3) 評価の視点及び評価の材料

#### 【 評価の視点 】

- ・ 施設の基準（施設維持管理基準、施設運営基準、事業運営基準）や事業計画に沿った管理運営を安定して行っているか。
- ・ 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られているか。

#### 【 評価の材料 】

- ・ 各種報告書（収支状況、維持管理、利用状況、施設運営、事業運営 等）
- ・ 利用者アンケート及びモニター調査（学校利用、団体利用、主催事業 等）
- ・ 現地視察（主催事業実施状況の視察）

### (4) 評価委員会開催状況

	開催日	会 場	協 議 内 容
第 1 回	7 月 12 日(火)	県庁西館 7 F 教育委員会会議室	指定管理者からのヒアリング(H22 実績報告及び H23 事業計画)、評価項目の検討
第 2 回	8 月 9 日(火)	朝霧野外活動センター	主催事業視察及び施設利用状況の確認
第 3 回	11 月 16 日(水)	県庁西館 8 F 教育委員会第 1 会議室	評価資料、モニター調査報告の確認、検証評価決定方法の検討
第 4 回	2 月 16 日(木)	県庁西館 7 F 教育委員会会議室	平成 23 年度評価の総括
-	3 月 27 日(火)	県庁内会議室	指定管理者への外部評価結果伝達

### (5) 評価結果（別紙）

## 平成 23 年度 静岡県立朝霧野外活動センター指定管理者外部評価委員会 評価結果

## 9段階評価ポイント

評価項目		評価ポイント		
		23年度	22年度	21年度
評価の総括		A	A	A
項目別評価	青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理	A -	A -	A -
	青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営	A	A -	A -
	青少年の健全な育成を図る事業の運営	A -	A	A
	学校利用への適切な対応	B +	A -	A -
	青少年教育施設としての目的にあった活動の展開	A	A	A

(参考) 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	心象としてABCに対し上回るか下回るかにより、必要に応じて+・-の付加記号を付ける。
B	おおむね満足できる	
C	努力を要する	

評価の総括 【9段階評価 A+ **A** A- B+ B B- C+ C C-】

- ・ 職員の利用者への対応が様々な点から高く評価されている。朝霧の自然環境などを生かしたプログラムの企画・運営がなされるなど、全体として安全・安心・快適に利用できる施設の管理と運営をしており、多くの点で満足できる水準にある。
- ・ 自然災害等への対応、施設の老朽化対策等の課題を解決しつつ、健全な青少年の育成や魅力的なプログラムの開発など青少年教育施設としての役割を担っていただきたい。
- ・ 東日本大震災の影響が、センター利用料収入について4月に一時的に減少は見られたものの、年間通して見れば問題なく推移しています。収支全体についても問題は見受けられず、朝霧野外活動センターの収支は、妥当であると判断しました。

## 要望項目

- ・ **(施設管理)** 施設の経年劣化や自然災害による修繕箇所が増大、安全管理の更なる強化の必要性が今後も予想されるが、県との連携を密にして対応をしてほしい。
- ・ **(学校利用の適切な対応)** 中学校の利用数(特にキャンプ場)が減少している原因を調査し、今後の対策について検討を望む。
- ・ **(事業のPR方法の改善)** インターネットやその他の広報媒体などを活用し、事業の対象者に応じたPRや県民へのPRなどの効果的なPR方法の検討をお願いしたい。
- ・ **(企業利用の促進)** 閑散期において、企業の利用拡大等を含めた対策を講じてほしい。
- ・ **(事業の運営)** 二期目の指定管理者として、昨年度までと比べ改善を図った点、新規事業として何を立ち上げたのかが提出資料にはっきりと記述されていない。また、目標、効果、達成という三段階の関連が記述の中ではっきりしていない。目標で掲げた事項について、どのような効果が期待できるのか、達成状況はどうかということをはっきりとした説明が必要である。
- ・ **(評価資料)** 評価資料にある「利用者アンケート」に、利用者からの要望事項にどのように対処したかという記述ではなく、利用者向けの記述になっている。記述の仕方について留意してほしい。

## 項目別評価

### 青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の管理 〔 9段階評価 A- 〕

- ・ 野外教育施設としての適度な不便さを残しながら、手を入れるべきところは、おおむねしっかりと手が入っており、利用者の意見や、その他の資料からも満足のできる管理がなされていると思われる。
- ・ 自然災害等への対応や蜂の発生時期における対応、利用者の学齢に応じた対応など、さらなる安全・安心・快適な利用のための対応を図っていただきたい。また、施設の老朽化等への対応については、引き続き県との連絡を密にして進めていただきたい。

### 青少年教育施設として安全・安心・快適に利用できる施設の運営 〔 9段階評価 A 〕

- ・ 職員の対応についての評価は高く、利用者一人一人への接し方・対応など、施設としての一貫性が感じられる。
- ・ 食堂の運営については「食物アレルギーへのきめ細かな対応」を評価されていることに代表されるように、利用者からは高い評価を得ている。
- ・ 食堂の運営についてアンケートの中で「小学校低学年向けには食事の量が多い」のコメントが多く見られた。幅広い年齢層の利用者に対応するという前提で、対応の在り方について検討をいただきたい。

### 青少年の健全な育成を図る事業の運営 〔 9段階評価 A- 〕

- ・ 自然環境を活かした様々な事業や、利用促進のためのイベント開催などの自主事業を実施し、成果を上げている。利用者のニーズが多様化する中で“野外環境だからこそ行える教育”とは何か（非日常での不便さ・自然のやさしさ・偉かさ・怖さなど）をどのように伝え、何を目的として誰に提供してゆくのかということを所員が共有し、引き続き充実したプログラムの開発を期待する。
- ・ 様々な事業に大勢の人が訪れるようになると、受け入れ体制として難しいのかもしれないが、様々な事業が社会教育の一環として広く県民に知られていないことが残念である。ぜひPR方法を検討していただきたい。

### 学校利用への適切な対応 〔 9段階評価 B+ 〕

- ・ 事前打合わせは学校にとって時間的負担はあるが、活動内容を充実させ、安全・安心を確保する意味において大切なことなので継続したい。また、できるだけ打合せ担当者と当日の団体担当者を一致させたい。
- ・ 利用した多くの学校が職員の対応に満足しており、「人が人を育てる」教育の場としての高い評価を得ている。
- ・ 中学校のキャンプ場利用が減少している理由は、授業時数の関係なのか他の理由もあるのか、利用をやめた学校に対して追跡調査をした方がよいのではないか。
- ・ 食堂への小さな要望は依然としてあるが、満足度が低い訳ではない。量的な問題は、利用団体と食堂部との打合せや、経験により改善できるものと思う。

### 青少年教育施設としての目的にあった活動の展開 〔 9段階評価 A 〕

- ・ 自然環境を活かした主催事業や、雨天時に対応したプログラムの開発など、キャンプ協会がもつ野外活動のノウハウが、運営の随所に生かされている。
- ・ 利用団体からの職員の対応についての評価は高く、青少年教育施設として満足できる展開がなされている。
- ・ 今後、施設利用に関する広報をさらに進めることが望まれる。

報告事項

(件 名)

平成 24 年 3 月 19 日

## 4 月の主要行事予定

日 時	行 事 名	会 場 等
4 / 4 (水) 終日	教育委員会定例会 ( 4 月第 1 回 )	県庁西館 7 階 教育委員会議室
4 / 12 (木) 午後	市長教育委員長・教育長会	県庁別館 20 階第 1 会議室
4 / 16 (月) 午後	教育委員会定例会 ( 4 月第 2 回 )	県庁西館 7 階 教育委員会議室

全委員 委員長

## 青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイドの概要

(社会教育課)

### 1 趣旨

青少年教育施設を利用する学校の教職員が、施設を安全かつ有効に利用するため、指導者の心構えや安全に活動するための具体的な方法等の指針となるガイドを作成した。

### 2 作成したもの

- (1) 利用者ガイド (A4版16ページ) (別添1)
- (2) チェックリスト編 (A4版4ページ) (別添2)

### 3 利用者ガイドの内容

	利用者ガイド	チェックリスト編
特徴	・青少年教育施設利用の流れ(計画の立案、事前打合せ、子どもへの事前指導、施設での活動、学校での事後指導)にそって、安全に活動するために具体的な方法等を示した。	・施設を安全に利用するための方法を、もれなく確認できるよう、利用者ガイドの内容をチェックリスト化した。
内容	・自然生活体験の効果や価値 ・指導者としての心構え ・施設利用の流れ ・計画・準備、事前指導、施設での活動、事後指導での留意事項 ・指導者に求められること	・指導者としての心構え ・施設利用の流れ ・チェックリスト ・指導者の役割分担表(活動時、緊急時) ・気象についての知識
配信先	・県内の全小・中学校、全高校へ配信 各学校が必要に応じて教職員へ配信もしくは印字し配布する。	・県内の全小・中学校、全高校へ配信 全教職員へ配信もしくは印字し配布するよう各学校へ依頼する。
活用方法	・指導的な立場の教職員が、指導者の心構えや安全に施設を活用する方法等を知り、必要な内容を関係教職員に指導、伝達する。 ・施設利用の経験が少ない教職員の研修資料とする。	・施設を利用する教職員が、利用者ガイドの内容をふまえ、立案・準備・当日の活動等チェックリストの確認をしながら進めていく。

### 3 想定される効果

- ・教職員が施設での活動を主体的に推進する。
- ・教職員や児童・生徒の安全に対する意識が高まる。
- ・安全を優先した計画や準備が行われ、活動中のリスクが減少する。また、緊急時における対応が的確、迅速にできる。
- ・子どもの姿をよりの確に見取り、活動後の学校生活に活かせる。
- ・施設利用の経験が少ない教職員の知識や安全意識が高まる。

### 4 周知方法

- ・ 県校長会での説明
- ・ 教職員、県民、教育関係者等に配布する「Eジャーナルしずおか」に紹介記事を掲載
- ・ 教職員を対象に行われる各種研修会で説明及び資料配布
- ・ 県立青少年教育施設で利用学校の指導者研修会等で説明
- ・ 社会教育課HPに掲載
- ・ 県内の小・中学校、高校以外の団体へは、青少年教育施設から送付

平成 24 年 2 月県議会定例会の答弁状況

(教育総務課)

1 本会議 (2月27日～3月5日)

	質問者	質問項目	答弁者 (所管課)
1	山田 誠 (自改、藤枝市)	教育委員会制度に対する見解について	知 事 (行政改革課)
2	四本 康久 (民主、富士宮市)	学校における放射線教育及び学校給食食材の安全確保について	教 育 長 (学校教育課)
3	高田 好浩 (公明、静岡市葵区)	読書県しずおかづくりについて	知 事 教 育 長 (社会教育課)
4		学校における防災対策の推進について 公立学校の防災体制	教 育 長 (教育総務課)
5		" 教職員の防災力の向上	教 育 長 (教育総務課)
6		" 児童生徒の主体的な防災への取り組み	教 育 長 (教育総務課)
7	遠藤 行洋 (みんな、三島市)	本県スポーツの競技力向上について	教 育 長 (スポーツ振興課)
8	良知 淳行 (自改、焼津市)	教育の日の制定について	教 育 長 (教育総務課)
9		一貫教育の取り組みについて	教 育 長 (教育政策課)
10 (1)	池谷 晴一 (民主、御殿場市・ 駿東郡北部)	地域コミュニティの再生・活性化について 公民館活動	教 育 長 (社会教育課)
10 (2)		" 少年団活動	教 育 長 (スポーツ振興課)
11		子供たちの異文化体験、交流推進について	教 育 長 (教育政策課)
12	渡瀬 典幸 (自改、掛川市)	中学校段階のキャリア教育の充実について	教 育 長 (学校教育課)
13	小野 達也 (自改、御殿場市)	地域における人と人とのつながりを生かした教育の推進について	教 育 長 (教育政策課)
14		理数系教育の充実について	教 育 長 (学校教育課)
15	宮沢 正美 (自改、三島市)	教育委員会のあり方について	教 育 長 (学校教育課)
16	櫻町 宏毅 (民主、富士市)	学校管理職の人材確保について	教 育 長 (学校人事課)



	質 問 者	質 問 項 目	答 弁 者 ( 所 管 課 )
17	櫻 町 宏 毅 ( 民 主 、 富 士 市 )	障 が い の 有 る 児 童 の 放 課 後 の 対 応 に つ い て	教 育 長 ( 学 校 教 育 課 )
18	盛 月 寿 美 ( 公 明 、 静 岡 市 清 水 区 )	特 別 支 援 学 校 の 高 等 部 分 校 に つ い て	教 育 長 ( 学 校 教 育 課 )
19	中 澤 通 訓 ( 志 士 、 静 岡 市 清 水 区 )	第 51 号 議 案 静 岡 県 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て 選 任 の 理 由	知 事 経 営 管 理 部 長 ( 人 事 課 )

質 問 ・ 答 弁 の 要 旨 は 別 紙 の と お り

2 常任委員会(3月7日~8日)

	質 問 者	質 問 項 目	答 弁 者
1	曳 田 卓 (民主、沼津市)	産業教育手当と定時制通信教育手当の改正	教育総務課事務統括監
2		夜間定時制課程勤務手当の支給対象	教育総務課事務統括監
3		オーバードクター等活用事業	学校教育課長
4		グローバルな感覚を持った人材の育成	教育政策課長
5		教育委員会制度	教育総務課長
6		武道(柔道)必修化に対する不安への対応	教 育 長 学校教育課長
7	塚 本 大 (自改、焼津市)	教育委員の再任案	教 育 長
8		教職員の不祥事対策	教育総務課長 学校人事課長
9		高校生の携帯電話所持	教 育 長 教育総務課長 学校教育課参事
10		障害者雇用	教育総務課長 学校人事課長
11		設立後の総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興課長
12		学校給食における地産地消	学校教育課長
13		学校給食用の放射能測定装置	学校教育課長
14		志榛地区新構想高校の整備	高校再編整備室長
15		藤枝特別支援学校焼津分校の整備	特別支援教育推進室長
16		学校地震対策総合推進事業	教育総務課長
17		高等学校奨学金等貸付事業	学校教育課参事
18		富士山の日の学校休日化	教 育 長 教育総務課事務統括監
19	四 本 康 久 (民主、富士宮市)	35人学級編制	学校人事課長

	質 問 者	質 問 項 目	答 弁 者
20	四 本 康 久 (民主、富士宮市)	小学校低学年支援充実事業	学校人事課長
21		栄養教諭の配置	学校人事課長
22		三ヶ日青年の家カッターボート転覆事故	教 育 次 長
23		小中一貫教育	学校教育課長
24		万引き防止への取組	学校教育課長
25		学校裏サイトの対策や携帯電話の使い方	学校教育課長 社会教育課長
26	渥 美 泰 一 (自改、浜松市北区)	静岡県教育情報化推進基本計画	情報化推進室長
27		外国人児童生徒トータルサポート事業	学校教育課長
28		高校教育の在り方	学校教育課参事
29		中学校での武道の必修化	学校教育課長
30		放課後子ども教室と放課後児童クラブ(学童保育)との関連	社会教育課長
31		青少年健全育成費の見直し状況	社会教育課長
32		子ども・若者支援の取組	社会教育課長
33		埋蔵文化財センターの文化財調査受託事業	文化財保護課長
34		出土文化財の保管方針	文化財保護課長
35		三ヶ日青年の家カッターボート転覆事故	教 育 次 長
36		1人1台パソコン	情報化推進室長
37	磐田西高校におけるスクールカウンセラーの活用状況	学校教育課参事	
38	林 芳 久 仁 (民主、静岡市清水区)	教育長の決意	教 育 長
39		生涯教育の理念	教 育 長
40		児童・生徒数の推移	学校人事課長

	質 問 者	質 問 項 目	答 弁 者
41	林 芳久仁 (民主、静岡市清水区)	不登校の現状	学校教育課長
42		静岡県キャリア教育推進事業費	学校教育課長
43		競技力向上対策事業費	スポーツ振興課長
44	天野 進吾 (自改、静岡市葵区)	放射能教育	学校教育課長
45		高校生の学力低下	学校教育課参事
46	蓮池 章平 (公明、沼津市)	平成24年度 教育予算	財 務 課 長
47		「有徳の人」づくりの数値目標	教育政策課長
48		理数系教育	学校教育課長
49		学校における8020運動	学校教育課長
50		脳脊髄液減少症の対応	学校教育課長
51		教職員の不祥事対策	教育総務課長
52		第7期生涯学習審議会答申	教育政策課長
53		地域における共生・共育	特別支援教育推進室長
54		発達障害等の生徒支援調査研究事業	高校再編整備室長
55		子どもたちのスポーツ参加状況	スポーツ振興課長

質問・答弁の要旨は別紙のとおり